

会議録・令和4年12月20日第4回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 令和4年12月12日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 12月20日 午前9時00分 議長宣告
4. 応 招 議 員 14名
  - 1番 宇 田 雅 行
  - 2番 中 井 啓 悟
  - 3番 田 邊 ひとみ
  - 5番 新 開 晶 子
  - 6番 江 京 子
  - 7番 北 岡 泰
  - 8番 辻 井 成 人
  - 9番 山 本 章
  - 10番 瀬 田 萌
  - 11番 高 橋 浩 司
  - 12番 綿 民 和 子
  - 13番 下 井 清 史
  - 14番 松 本 忍
  - 15番 奥 山 幸 洋
5. 不 応 招 議 員  
なし
6. 出 席 議 員  
14名
7. 欠 席 議 員  
なし
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 松 井 友 吾  
議 会 書 記 肥留間 晴 美 西 川 佳 江 稲 浦 満
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名  
町 長 世古口 哲 哉 副 町 長 下 村 由美子  
教 育 長 下 村 良 次 総務防災課長 松 本 章  
まちづくり戦略課長 朝 倉 正 浩 税 務 課 長 山 口 隆 弘  
生活環境課長 西 尾 仁 志 住民ほけん課長 吉 川 伸 幸

健康あゆみ課長	青木大輔	会計管理者(兼)会計課長	世古口和也
産業振興課長	堀真	建設課長	西尾直伸
上下水道課長	坂口昇	斎宮跡・文化観光課長	日置加奈子
教育課長	菅野亮	こども課長	西村正樹
小学校区編制 推進室長	中瀬基司		

#### 10. 会議録署名議員

3番 田邊ひとみ

5番 新開晶子

#### 11. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 発議第9号 明和町議会だより編集特別委員会設置に関する決議

日程第6 一般質問

---

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（奥山 幸洋） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回明和町議会定例会を開会します。

なお、こども課長から所用のため、本日会議を欠席する旨の連絡を受けていますので、報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願ひします。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（奥山 幸洋） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名します。

3番 田 邊 ひとみ 議員

5番 新 開 晶 子 議員

の両名を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（奥山 幸洋） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月23日までの4日間といたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月23日までの4日間と決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（奥山 幸洋） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

監査委員さんから提出をいただいております8月、9月、10月分の例月出納検査結果報告書の写しと一部事務組合議会の報告書の写しをお手元に配付しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、請願を1件受理しております。

この取扱いにつきましては、12月15日に開催をいたしました議会運営委員会にお諮りし、全員協議会でも報告をいただきましたように、請願第3号 おたふくかぜワクチンの公費助成を求める請願につきましては、教育厚生常任委員会に付託とし、ご審議をいただくことにしております。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○議長（奥山 幸洋） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

（町長 世古口哲哉 登壇）

○町長（世古口 哲哉） おはようございます。

本日、ここに令和4年第4回明和町議会定例会を開会させていただきましたところ、議員の皆様には年末を間近に控え、また公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ただいまは、本定例会の会期を4日間とお決めいただき、これから提案を申し上げる諸案件につきましてご審議をいただくことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、去る11月13日に執行されました町議会議員・町長選挙におきまして、議員の皆様には、それぞれに大変厳しい選挙戦を戦われ、町民の皆様の厚いご支援の下、見事に議席を得られたことに対し、改めて敬意と祝意を申し上げます。

私も2期目の当選という栄誉をいただき、この上もなく光栄に存じますとともに、選挙戦を通じましてご支援をいただいた町民の皆様のご期待に沿うべく町政のかじを取るその責務の重大さを改めて受け止め、一層身の引き締まる思いでございます。

そして、本議会は、町長として2期目の最初の定例会でありますので、このたびの就任に当たって所信の一端を申し上げ、行政報告に代えさせていただきますと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

思い起こしますと、平成30年11月、「繋がり（絆）を活かすまちづくり」、「人や産業に活力があるまちづくり」、「英知を活用するまちづくり」の3つの「活」を合言葉に、「勇気・元気、本気で「オール明和」のまちづくり」を提唱し、大激戦の中、たくさんの町民の皆様のお心温まるご支援を賜り、幸いにも初当選をさせていただきました。

この4年間は、議員の皆様のご多大なるお力添えをいただきながら、そして町民の皆様からご理解とご支援をいただきながら、山積する課題や問題はもちろんのこと、選挙公約の実現に向け、全力で行政運営に取り組んでまいりました。しかしながら、行政課題や問題の解決には時間のかかるものや新たなものも多く、また新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、思いどおりに進まないものもありました。こうした厳しい状況にあった中でやれることに誠心誠意取り組み、新たな事業にもチャレンジし、多くの成果を上げることができたと思っています。

財政運営の関係では、財政健全化プランを作成し、このプランに基づき、財政調整基金残高を毎年度確実に増加させ、令和3年度末で7億円にまで積み立てることができました。そして、歳入確保の手段として、ふるさと納税の推進に励み、3年連続で納税額が12億円を超えるという実績を残すことができました。また、ネーミングライツやクラウドファンディングによる資金調達にも取り組んでまいりました。

子育て支援、教育の関係では、子ども食堂の開設、未就学児医療費の病院窓口払いの無料化、中学生への英語検定受験助成制度の創設、そして小学校区編制基本計画と建設基本構想を策定いたしました。

そのほか、デマンド交通の実証実験の実施や道路防災事業への着手、観光DMOの設立と活動支援などを実施してまいりました。

新型コロナウイルス感染症対策関係では、商品券の発行や水道基本料金3か月分の無償化、農業者へは収入保険の加入支援や米価下落に対する支援、漁業者へは燃料費等補助などの支援を、そして手数料のキャッシュレス化やGIGAスクール等ICT化を推進するなど、多岐にわたる施策について、情熱を持って実施してまいりました。

これらの成果は、議員の皆様や町民の皆様のご大きなご理解とご協力をいただいたおかげであり、今後ともさらなるご指導、ご支援を賜りますことを改めてお願いするものでございます。

今日の社会情勢につきましては、景気は以前にも増して鈍化し、新型コロナウイルス感染症の影響も相まって短期的な将来ですら予測することが難しい時代となっています。しかしながら、現在にだけ注力し将来について全く考えないというやり方では、将来が立ち行かなくなるという問題も抱えています。今現在に対して対策を講じる一方で、将来に対しても対策を講じていかなければならないという非常に難しい時代に立っています。

こうした中で、2期目の町政を担わせていただきますが、町民の皆様の「笑顔が輝く「住みたい」「住み続けたい」明和の実現」に向けて、第6次総合計画にある4つの大綱に沿って全身全霊で取り組む所存でございます。

1つ目は、「人と人が支え合い尊重するまちづくり」です。町民の皆様の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指します。また、高齢者の活躍する場づくり、障害者への就労支援の充実やジェンダー平等への施策を推進してまいります。

2つ目は、「地域とともに人が育つまちづくり」です。コミュニティスクールの制度と小・中一貫教育を取り入れた新小学校の建設、ささふえ保育所の移設を進めてまいります。また、子ども食堂の町内全域への拡大と中学生対象の夜間塾「明和学びの里」や、学校を支援するボランティアの確保、育成、また障がい児への切れ目のない支援体制の充実や新たな子育て施策を検討するとともに、小児科医院の誘致にも努めてまいります。

3つ目は、「安心安全な暮らしやすいまちづくり」です。地域公共交通の充実を図るため、デマンド交通の本格導入を進めてまいります。また、脱炭素化社会に向けた温室効果ガス削減に取り組んでいくとともに空き家対策や防災減災対策の推進と消防力の維持向上に努めてまいります。また、下水道事業計画の見直しに伴う浄化槽整備、管理方針の策定を進めてまいります。

4つ目は、「産業が元気で活力のあるまちづくり」です。道の駅整備による周辺地への商業施設の誘致や企業誘致に努めてまいります。農業につきましては、農地の集積や遊休農地対策などに、水産業につきましては、漁港の活性化、

維持管理に取り組んでまいります。そして、農業、水産業の担い手の育成や6次産業化を支援してまいります。観光振興につきましては、関係団体の皆様のほか、国や県、近隣市町などと連携を深めながら、インバウンドも含めた集客力のアップに努めてまいります。

また、行財政改革では、財政健全化プランに沿った財政運営を行い、歳入確保の手段としてふるさと納税、企業版ふるさと納税の拡充やクラウドファンディングなどに取り組んでまいります。公共施設の維持管理等につきましては、長寿命化計画に基づき取組を進めながら、懸案事項の一つであります老朽化した本庁舎の整備方針を検討してまいります。また、デジタル化の推進による町民の皆様へのサービスと利便性の向上、行政事務の効率化を推進してまいります。さらに、人事管理体制の強化と機能性の向上を図るため、部長制の導入を含めた機構改革についても検討を進めていきたいと考えております。

以上が2期目に当たって、私に課せられた主な政策課題であると受け止めておりますが、これらを達成していくためには何よりも議会の皆様や町民の皆様の絶大なるご支援とご協力なくしては、到底なし得ることはできません。また、国や県からの財政措置をうまく活用することはもとより、自治会をはじめ各種団体、大学の研究機関、民間企業等との連携を図り、協働のまちづくりを実現していくことが大変重要であると考えています。

これから4年間、第6次総合計画の基本理念「みんなでつくるまちづくり」に沿って、町民の皆様方の英知を活用させていただきながら、勇気をもって元気に、本気で課題に立ち向かい、「オール明和」で笑顔が輝く持続可能な町の実現に向けて全力で取り組んでいく所存でございます。どうか議員の皆様、町民の皆様には、今後一層のご指導とご支援を賜りますことを切にお願い申し上げます。2期目の就任に当たり所信の一端を申し述べ、行政報告とさせていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。



---

◎発議第9号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第5 発議第9号 明和町議会だより編集特別委員会設置に関する決議を議題とします。

この議案につきましては、先にご協議いただいたものですので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑をされる方はありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

お諮りします。

北岡泰議員ほか5名から提出されました発議第9号 明和町議会だより編集特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、北岡泰議員ほか5名から提出されました発議第9号は、原案のとおり可決されました。

---

◎明和町議会だより編集特別委員会の委員の選任

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

ただいま設置されました明和町議会だより編集特別委員会の委員の選任を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

---

○議長（奥山 幸洋） それでは、委員名簿を配付する間、暫時休憩します。

（午前 9時 16分）

---

（午前 9時 18分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

特別委員会の委員の選任については、既にご協議いただいたところですので、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、議会だより編集特別委員会の委員はお手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

---

○議長（奥山 幸洋） ここで暫時休憩します。

休憩中に、明和町議会だより編集特別委員会を開いていただき、正副委員長を互選していただきたいと思います。

委員会室でお願いします。

（午前 9時 19分）

---

（午前 9時 25分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎明和町議会だより編集特別委員長の選任

○議長（奥山 幸洋） 明和町議会だより編集特別委員会で互選していただきました正副委員長を報告します。

委員長に 田 邊 ひとみ 議員

副委員長に 宇 田 雅 行 議員

が選任されましたので報告します。

---

### ◎一般質問

○議長（奥山 幸洋） 日程第6 「一般質問」を行います。

一般質問は、4名の方より通告されております。

許可をしたいと思います。

### 2番 中井 啓悟 議員

○議長（奥山 幸洋） 1番通告者は、中井啓悟議員であります。

質問項目は、「今後の道路環境整備を問う」の1点であります。

中井啓悟議員、登壇願います。

（2番 中井 啓悟議員 登壇）

○2番（中井 啓悟） 皆様、おはようございます。

議長より登壇許可が下りましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

3期目の栄誉をいただき、改選後初めての質問となりますが、町民の皆様の日常生活に支障を来す、またなりそうな部分の改善要望を中心とした質問をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、改めまして、本日は、通学路を含む道路環境について、何点かお伺い

いたします。

初めに、現在の通学路における危険箇所の確認と対応について、簡単にお聞きいたします。

平成30年6月議会においても通学路の安全について質問させていただきましたが、当時の答弁において、毎年、年初めに教職員による危険箇所の点検、児童や生徒会が作る安全マップ、またヒヤリハットなどを作成しているとのお答えをいただきました。これらを作成され、把握、確認した後、PDCAサイクルを踏まえた改善はどの程度しておられるのか。毎年上がってくる要望箇所数に対しての改善割合はどのようになっているのか、具体的な数字をお聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 通学路における危険箇所の確認と対応等の状況についてお答えいたします。

通学路につきましては、各学校それぞれ教職員や児童生徒による危険箇所の確認、そしてまた安全マップの作成等を実施しているところでございます。

教育委員会としましては、平成26年に「明和町通学路交通安全プログラム」というものを作成いたしました。そして、明和町通学路交通安全推進会議を設置し、このプログラムに基づき対応しております。おおよその年間のスケジュールになりますけれども、4月から6月頃、各学校において児童生徒、教職員、PTA、地域の方々等から危険箇所を聞き取り、それを取りまとめ、教育委員会に報告をしていただいております。それと合わせて、前年度に行った対策箇所についてのご意見も提出してもらいます。

教育委員会は、各学校からの報告について、内容によってそれぞれの担当、例えば町道でありましたら建設課、県道であれば松阪建設事務所、横断歩道や停止線の塗り直し等であれば総務防災課、そしてまた警察などと情報共有し危険箇所を把握します。そして、7月頃に明和町通学路交通安全推進会議を開催し、危険箇所への対応について各学校に回答し、必要であれば、後日、合同点

検を実施することなどを決定します。8月から9月頃、合同点検を実施し対策について現場での確認を行います。予算が認められて対策を行う箇所、早急に対策が必要な箇所など、当年度に必要な工事等を各担当において実施をし、年度末に対応状況を取りまとめ、翌年度に引き継ぎます。このようなPDCAサイクルで危険箇所について対応しているところでございます。

続いて、改善の割合についてですが、各学校からの危険箇所についての要望、そしてまた、ご意見に対する実施状況としては、令和3年度は31か所の要望に対して整備が実施できたのは16か所、令和2年度は30か所の要望に対して整備が実施できたのは22か所となっております。整備できていない箇所につきましては、単年度では実施できず翌年度以降にわたって整備しているもの、補助金などの予算確保ができないと事業実施が難しいもの、それから整備するに当たり県や警察の協議が今後必要なものなどがございます。

例えば、信号機の設置や横断歩道の設置などは警察への要望になりますが、信号機の設置には一定の交通量等が必要になってまいります。横断歩道の設置についても、交通量はもちろん、道路の形状等設置の上での問題もありますので、そういう場合もございます。どうしても要望どおりに整備できないことがございます。これらの箇所に関しましては、引き続きの予算確保、そしてまた県、警察と継続しての協議を行っていきたいと考えております。

また、交通ルールを守るための啓発活動でありましたり交通安全指導等ソフト面での取組も行っております。しかしながら、これも今後はさらにその取組に対しての充実も図っていかねばならないと考えているところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 県の建設事務所や警察、また所管各課など、担当先が多岐にわたるということ、また地域の皆様やPTA等から危険箇所の報告を受け

た際の対応については教育委員会が取りまとめているということで理解をさせていただきました。

この質問をさせていただいた経緯として、以前に危険箇所を報告された方が、そこは学校に言ってください、こっちは警察にとかということ、たらい回しになったということは何点か聞いたことがあります。報告者がたらい回しにならない、かつ全体的な負担が少なくなるよう、教育委員会を中心に改めて情報の集約化一本化を徹底し、学校や各関係機関との間で情報の共有ができるシステムの構築をしていただくようお願いいたします。

また、答弁の中の数字でも出ておりましたが、予算面で翌年度に持ち越さざるを得ない未整備箇所については、極力危険度の高いところから順次進めていただくようよろしくお願いいたします。

では次に、新小学校予定通学路の設定進捗と現通学路の安全対策についてお聞きいたします。

まず、新小学校における通学路設定について、昨年6月議会の一般質問でもお聞きいたしましたが、現段階では協議に至っておらず、秋に設置される準備委員会等で取り組んでいく旨の答弁をいただいております。

既に運営準備委員会が設置されておりますが、新通学路の設定に向けどのような意見が出たのか、また協議の内容など現段階での進捗をお伺いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 新小学校予定通学路の設定進捗についてお答えをいたします。

令和8年4月の開校、開園に向けました新小学校、放課後児童クラブ及び認定こども園の円滑な開校、開園及び運営に関して必要な事項を定めることを目的としました運営準備委員会を昨年11月24日に設置をしております。

この運営準備委員会の中に4つの部会を設置しており、その中の一つに、主に通学路と通学方法、またスクールバスの運行など、通学面全般に関することを協議検討する通学PTA部会がございます。本部会の委員構成は、新小学校

区に関係する大淀、上御糸、下御糸、齋宮の4小学校の保護者及び各就学前施設の保護者、また各小学校の教頭の現在15名の委員でございます。本部会は、昨年の12月17日に第1回を開催しました。第2回は今年の2月7日にやる予定をしていましたけれども、新型コロナウイルス感染症の延期で影響をし、6月6日に開催をいたしております。

通学方法についての基本的な考え方は、昨年6月に策定をいたしました「明和町小学校区編制に係る基本計画」にも記しておりますとおり、大淀小学校区及び下御糸小学校区の児童及び新小学校よりおおむね直線距離で3km以上の児童をスクールバス通学、それ以外を徒歩通学としております。すなわち、大淀小学校区及び下御糸小学校区はスクールバス通学、上御糸小学校区及び齋宮小学校区は徒歩通学を基本として通学路を考えていくというものでございます。

本部会におきましても、この基本的な考え方を共通認識とした上で、順序としましては、まずは徒歩通学について議論検討し暫定の徒歩通学路を定めまして、その後、スクールバスについて議論検討し暫定のスクールバス通学について定めて、最後に総合的に考慮した上で全体の最終案を決めていこうという順で進めていくこととしております。

第1回目の会議では、徒歩通学を考えるというテーマで、現在の道路事情の中で最適と思われる通学路を検討いただきました。通学路を考えるに当たっては、交通安全面を考慮するのであれば通行量が少ない道路、一方、防犯面を考慮するのであればある程度の人通りや車通りがある道路がよいとされておりますけれども、この相反する両面を総合的に考慮し、最も安全性が高いと判断される道路を通学路として設定をしまいたいと考えております。

第2回の部会では、第1回目でご検討いただきました通学路の案に、町の観点を加味して修正を加えた通学路案を示しまして、再度検討及び協議をいただきました。また、部会委員からの提案も受けまして、第2回目会議の後、齋宮小学校は夏休み前の地区懇談会、また上御糸小学校は夏休み期間を利用した書面での地区委員、地区役員の意見をお伺いいたしました。



これまでいただきました主な意見、提案としましては、安全面を考慮すると遠回りのルートになると。横断歩道や信号機の設置ができるのかという意見。また、先ほども言いましたけれども、交通安全を優先するか防犯面を優先するかというのは非常に悩ましいところだなど。また、ハード面の対策も大事だけれども、児童への安全教育や大人への啓発、いわゆるソフト面も大事ではないかという意見。また、見守り隊などの見守り活動は大変ありがたいということですけれども、やはり地域差があるなというような意見。また、登校は集団でいいんですけれども、下校は学年によってばらばらになるのでそこら辺が心配だというような意見。また、中学校の近くになるので、登校時の混雑が心配ですというような意見。また、3 km近い通学というのは、高学年はいいとは思いますがけれども、低学年、特に1年生はちょっと大変かなという意見などがございました。

今後は、先ほど申し上げたとおり、暫定の徒歩通学路を決めて、その後スクールバスの通学路について議論検討し、最終的に、総合的に考慮した上で全体の通学路を考えていくということで進めていきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

中井啓悟議員、再質問はございませんか。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 新通学路の確定にはまだ至っていないということですが、部会のほうでしっかり議論されているということで安心させていただきました。引き続き担当部会のほうで調整いただいて、児童にとって最善最適ルート設定がなされることをご期待しております。

また、スクールバスについての答弁もいただきました。現時点において3 km圏外の児童が対象となっておりますが、これにこだわらず幼稚園統廃合時に保護者から出た貴重な意見なども参考にさせていただいて、安全面を明確にした柔軟な運用の徹底をしていただくよう要望いたします。

では次に、現通学路のハード面での安全対策についてお伺いいたします。

現在の通学路脇には農業用の大型水路が併設されているまたは交差している箇所があり、毎年春から夏にかけ農業用水が流れます。グレーチングやガードポールなど一定の安全対策が整備されている箇所もありますが、交差点部であったり乗り入れ口など安全対策が途切れている部分等もあり、低学年児童が1人で下校する際に危険が伴うのではと考えますので、さらなる児童生徒の安全が担保できる対策が必要だと考えます。

モニターをすみません、ちょっとお願いします。

これ通学路のところですか。用水路幅もまあまああるところで、ここに大量の水が流れます。

次の写真をお願いします。

こちらはその同じところの反対側でございます。これ子どもが簡単に降りられるんですが、あそこに階段があって、こうやって。

次の写真をお願いします。

こちらは中海から須田のところはすごく用水の幅が大きくて、2 mぐらいあるんですね。

次の写真をお願いします。

こちらは相野から御厨野にかけていくところの、ここも交差点部なんですけれども、用水幅はそれほどないんですけれども、水はよく流れるというところなんです。

次、お願いします。

こちらは安全対策されておるんですけれども、ここは通学路じゃないんですよ。

こういうところをちょっと踏まえつつ、これら危険だと思われる箇所についてどのように捉え、今後安全対策を実施されるお考えがあるのか、お聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 中井啓悟議員の再質問に対する答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 通学路沿いにある大型水路の安全対策についてお答

えいたします。

通学路沿いにある大型水路の安全対策は、通学路の安全管理者から危険箇所の要望をいただき対策を実施しているところでございます。交差点部であったり乗り入れ口の安全施設が途切れている部分の安全対策につきましては、今後、通学路の交通安全管理者である学校長より、対策箇所を明和町通学路交通安全プログラムで検討し、通学路の安全の向上を図っていきたいと思います。

また、就学してすぐの低学年の通学の指導につきましては、学校より指導を行っていただき、さらに必要な箇所の安全対策をさらに協議して検討していきたいと考えています。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 先ほどの小学校区編制推進室長の答弁の中にもありましたが、新小学校建設に向けた部会の中で、小学校低学年児の下校時がばらばらになるので心配だという懸念される意見があったように、交差点部や乗り入れ口箇所にガードポール等の写真出とるような新たな設置、また既設ガードポールに追加のポールや網などの設置というような対策もそれほど費用のかからない取組の一つとしてお考えいただければと思います。

また、結果としては見えづらいソフト面の対策においても事故が起こらないことが一番の成果でありますので、今後も学校や保護者と連携し、子どもたちへの安全教育を継続して行っていただくようお願いいたします。

全箇所への対策は大規模になりますので、少しずつでも結構ですので、危険箇所の解消に向けた整備をよろしくお願いいたします。

次に、今年よく耳にした苦情からの質問をさせていただきます。

町内の道路、歩道、空き地など、至るところで雑草の繁茂による交通安全障害が発生しております。年々、雑草の伸び方が異常とも取れる状況で、中には人の背丈ほどに成長しているものもあり、交通事故の危険性があり、車両損傷

のおそれもあり、また安全視認がしづらくなっているところが多く、危険です。このことから苦情件数も増えているのだと考えますが、ここ数年の推移をお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 中井啓悟議員の再質問に対する答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 町道に対する除草要望の件数の状況についてお答えさせていただきます。

令和元年度が30件、令和2年度も30件、令和3年度が31件でございます。令和4年度が現在途中ですが、21件でございます。要望件数は大体同じですが、要望いただく場所は同じ箇所もありますが、大半が新しい場所ということで、重複していないところが多いということでございます。

○議長（奥山 幸洋） 再質問はございませんか。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 結構増えとるのかなと思っったら、数字的にはほぼ横ばいで、今年は数字からいくと少ないぐらいなんですね。しかし、近年の雑草の成長は従来どおりの対応では立ちいかなくなってきているほど伸び方が早いんではと思います。現状の取組状況と新たな対策を講じている、もしくは今後実施予定の取組があればお聞かせください。

あわせて、安全で円滑な交通を担保するために、来年度以降抜本的対策を含めた新たな予算措置を求めますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 除草の現状の取組については、直営作業と事業者委託について対応していますが、対応が遅れることがありまして大変申し訳なく思っておるところでございます。

今後の対応につきましては、人員を増やしたり業者への委託または登録などによる委託などいろいろな方法を検討して対応していきたいと考えております。例えば、事前に業者と契約をして、通常の除草作業ではなく要求水準で〇月〇日に雑草により歩行困難を解消するなどといった道路の除草の管理的な手法と

かそういうことで対応していきたいと。また、個人の敷地からはみ出しておる状況につきましても周知を行っていきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

先ほど、町長の意見もございましたので、その部分は町長が答弁してください。ないですか。

では、中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 先ほど、建設課長の答弁いただきました除草業者の作業員を増やす、併せて除草の管理委託を検討していただく旨の答弁をいただきました。除草の委託管理については、新しい試みで期待が持てると感じますので、ぜひとも来年から実施していただけたらと思います。

また、まだ実験段階とのことなのですが、お湯での除草、60度程度の温度負荷をかけると枯死するというようなデータもあります。そのような実証実験が今行われとるみたいなんですけれども、そのようなものの活用やそれぞれの雑草をデータ化し、AIなどを活用した対策も視野に入れていただき、将来的な予算に反映していただくよう要望をさせていただきます。

また、業者の作業員を増やすという部分についてなんですけれども、現在、役場職員募集においても、土木職員の希望者が来ないという状況を目の当たりにされているのに、業者さんが作業員を簡単に増やせると考えているのには疑問が残りますが、今年は苦情ごとに可能な限り対応していただいたと大変感謝しております。

しかし、特に明和中央線において植栽が枯れ抜けた部分は今後どうしていくのか、新たな植栽をしていくのか、道路の当初計画にこのようなことは想定されていなかったのかなど、様々な懸念も残りますが、このままにしておけないのは確かで、例えば土舗装や花を融合した景観づくりを心がけるなど、美観意識も大切かと思えます。

道路法第42条では、道路管理者による道路の維持補修の義務が定められており、平成25年には道路の「清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するた

めに必要な措置を講ずること」とされました。このことから国、県を含め所有者、管理者の責任でありますので、適正な管理の実施をお願いするとともに、個人民間所有主であれば速やかに連絡をして町民の皆様の安心安全の確保に努めていただくようよろしくお願いいたします。

次に、道路の破損、損傷対応についてお聞きいたします。

こちらも雑草同様に、町内の至るところの道路で確認できますが、陥没、ひび割れが目立っております。補修材のみの道路陥没補修では、抜本的な安全整備にならないどころか、補修材の飛び散りによる事故やけが、またタイヤ破損や車両損傷にもつながりかねません。これを踏まえ、現在実施されている路面性状調査の結果をどのように生かしていくのか、また予算確保も含めた今後の見通しと予備軍対策をお聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 道路舗装の破損等について、対応についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、舗装のひび割れ等がございまして、舗装の修繕の判断にひび割れ率を判定基準としています。ひび割れ率が40%以上となった場合、修繕の検討を行う対応をしております。ひび割れ率を目に見える形にするため、路面性状調査を行っておるところでございまして。なお、この調査結果は、舗装修繕予算確保のために公適債緊急自債を行うには、このような点検がなされた施設が対象であるため、調査結果が予算確保の一助となっております。

調査の進捗状況につきましては、今年度末に約47%となります。損傷の穴につきましては、小規模のものにつきましては直接職員が行うことが多く、令和3年度は約1,700時間を使用し、簡易アスファルトが約4tでありました。職員では対応できない大きな損傷につきましては事業者へ修繕をしていただいております。令和3年度は約210件、金額に直しまして1,500万円ぐらいでございました。

今後の道路管理を限られた予算で行うため、地域を連携した道路包括管理の官民連携手法などの検討を現在行っておるところでございます。調査結果は3月の委員会に行く予定でございますので、よろしくお願いいたします。

道路を取り巻く環境は大きく変化しており、国土交通省では地域住民による出合い等の活動、道路の異常を連絡していただく活動を道路の見守りとしております。道路の見守りの現状につきましては、高齢化、コロナ禍により出合い等の活動も低下しておる状況と理解しております。道路の異常等を連絡していただき大変助かっておるところでございます。

実際に道路を直す方々を道路の担い手としております。道路の担い手の状況は、建設業者の働き手不足が深刻化しておる状況でございます。こうした問題を解決する手法として包括管理があります。道路以外の公園の施設など少なくとも3か年程度包括的に管理していただく手法でございます。これらは道路担い手からの連絡を受けて、事業者、工法選定、実施までをワンストップで行うものでございます。事業者には安定した通年事業が見込まれ、安定した事業継続の一助となると考えております。既に、県内では四日市市さんが道路包括管理を取り入れて契約期間3か年の募集をしておるようでございます。決定ではありませんが、より効率的な施設管理を行い、対応していく考えでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 私も役場職員さんが働くのを見させていただいて感じてるんですけども、慢性的な職員不足の中で、1,700時間も道路補修に費やして、また補修材を4 t使用したとのことですが、これだけの時間、職員はほかにも仕事ことができましたよね。あと人件費に換算しても、2,000円としても300万円以上プラスこの補修材だけではない目に見えない費用もかかっておると思います、非常に効率が悪いのではと思います。これまでに予算を確保して、しっか

りとした計画を立てていればこのようなことにならなかったと思いますが、今さら言っても仕方がないので、答弁にあったように予算確保のための路面正常調査というふうに理解させていただきましたし、また包括的な委託管理の検討をしていただいているということなので、除草管理委託と同様に期待をさせていただくとともに、予算があっても人手不足から新たな対策が活動できないということもあるかと思しますので、このあたりをしっかりと留意した早期の取組をお願いいたします。

また、四日市で成功的な取組が、まだ決定ではないけれども、なされるということですので、また決定して運用が開始されましたら私自身視察にうかがいたいと考えておりますので、進捗があればまた教えていただきたいと思います。

本日は、道路環境整備における質問をさせていただきました。町民の皆様が日常生活をしていく中でインフラ整備は非常に重要な位置づけにあります。DXなどの先進的な手法の利活用も取り入れていただいて、予算確保も含め、今後、より安心安全が担保できる町づくりに努めていただくようお願い申し上げ、ちょっと走りながらになりましたが、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で中井啓悟議員の一般質問を終わります。

---

#### 7番 北岡 泰 議員

○議長（奥山 幸洋） 2番通告者は、北岡泰議員であります。

質問項目は、「子どもの幸せと子育ての安心を確保する町づくりを推進」と「安心・安全の町づくりを推進」の2点であります。

北岡泰議員、登壇願います。

（7番 北岡 泰議員 登壇）



○7番（北岡 泰） 議長より登壇のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

子どもの幸せと安心が確保される町づくりを推進と安心安全な町づくりという2点でお話をしたいと思います。

まず初めに、子どもの幸せと子育ての安心が確保される町づくりを推進という件でございます。

私ども公明党は、子どもの幸せと子育ての安心に全力で取り組む政党でございます。子どもは国民の宝であり、未来の希望でございます。公明党は、子どもの幸せや子育ての安心が確保される社会こそ国民全てに優しい社会であるとの考えに立ち、子育てを社会の中心軸に位置づけ、社会全体で支援するチャイルドファースト社会の構築を目指し取り組んでまいりました。公明党は、結党以来、子どもの幸せを最優先する社会を目指して教科書の無償配布や児童手当の創設を実現してまいりました。また、2006年に発表の「少子社会トータルプラン」をはじめ数多くの提言を行い、幼児教育、私立高校授業料、高等教育の3つの無償化をはじめ、不妊治療への保険適用拡大、育児休業制度の拡充、出産育児一時金の42万円の増額、小中学校の耐震化の政策を着実に実現してまいりました。

しかし、コロナ禍により、少子化が想定を上回るスピードで進み、虐待や不登校、自殺の増加など子どもをめぐる課題は深刻化しております。これらの課題を克服し、希望すれば誰もが安心して子どもを産み育て、十分な教育が受けられる社会づくりを進めるために、公明党は11月8日に結婚、妊娠、出産から子どもが社会に巣立つまで切れ目のない支援策を掲げました「子育て応援トータルプラン」というものを発表させていただきました。

すみません、資料を提供してございましたけれども、資料の映像が映りませんので申し訳ありません。

今回のプランでは、従来の働き方改革、子育ての負担軽減に加え、子ども政策を中心に据えたこどもまんなか社会の実現、男女間の不平等解消、性別役割

分担意識の是正、若者が希望を持って将来の展望を描ける環境整備の5つの方向性を基に、子ども政策全般及び働き方や社会保障を見直すとしたのが特徴でございます。

私ども公明党の山口那津男代表は、支援策がつながることで一貫性、継続性、恒久性、体系性が国民から見えることが少子化を食い止めるとプランの意義を強調しているところでございます。「子育て応援トータルプラン」は、ライフステージなどに応じた支援策を示しており、児童手当の18歳までの対象拡大や子ども医療費助成の拡充、私立高校授業料の実質無償化の段階的な対象拡大など幅広い政策を網羅しております。

このプランで先行実施されるのが、今般の政府の総合経済対策に盛り込まれました妊娠から出産、子育てまでの一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行う事業でございます。支援が手薄とされる出産前後とゼロから2歳児の子育て世代が孤立した状態での育児に陥るのを防ぐのが狙いでございます。このうち経済的支援につきましては、本年4月以降に産まれた子どもを対象に、妊娠、出産時に計10万円相当の給付を行ってまいります。全自治体で実施を目指し、来年度以降も継続して実施してまいります。また、専業主婦家庭も定期的に利用できる保育制度の創設や出産育児一時金の増額、大学など給付型奨学金等の中間所得層への拡充も来年度以降着実に前進させてまいります。

このプランは、今後10年を目標に実現を目指してまいります。実現に向けましては、社会全体の課題として支援する仕組みづくりや子ども関連予算の大幅拡充、人的体制の強化が欠かせません。プランに掲げた政策をまずは来年度の骨太の方針に盛り込み、公明党の国と地方のネットワークで実現へ努力する決意でございます。

私ども公明党は、子どもの幸せを最優先する社会の実現に向けまして、子どもや若者世代に対する未来への投資は人口減少を食い止めると同時に、社会保障の担い手を増やすことにつながるとの認識を皆様と共有し、「子育て応援トータルプラン」の実現に全力で進んで取り組んでまいりますとともに、この地

方自治体の積極的な取組がなければ、一步もこのプランが進むものではございません。世古口町長の2期目におきまして、子どもの幸せと子育ての安心が確保される町づくり、これにつきましてお考えをお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 北岡泰議員の質問が終わりました。

答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 北岡議員のほうから子どもの幸せと子育ての安心を確保する町づくりについての考えをとということでご質問いただきました。

近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景に、子育てに対する不安や負担感を覚える家庭が増えてきているというふうに認識しております。また、経済的な格差などが要因となりまして生じる子どもの貧困や児童虐待が社会問題化するなど、子どもと子育てをめぐる様々な課題への対応もますます重要になってきているというふうに感じているところです。

本町では、子育て世代包括支援センターと子ども総合支援拠点を設置し、妊娠期から子育て期の様々なニーズに対して一人一人に寄り添いながら相談支援を行っており、妊娠、出産、子育てなどの心配事についての相談に応じ、解決に向けてお手伝いをしているところです。

子どもは、社会の宝、希望ということで議員もおっしゃられましたけれども、そのとおりであると思えますし、明和町の未来を創る力であります。未来を担う子どもたちが地域で見守られながら健やかに成長し、誰一人取り残されない子どもの幸せと子育ての安心が確保される町づくりを実現することは、本町においても最重要課題の一つであり、これからも様々な子ども子育て支援に関する取組を展開、継続していきたいというふうに思っております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） ということ、町長と同じ考え方をしっかりと持って前進をさせていただきたいというふうに思っておりますし、しっかりと支援をしてみたいと考えております。

具体的な話にこれから入ってみたいと思います。

まずは、今般、教育厚生常任委員会でも説明がありました出産・子育て応援交付金事業につきましてお伺いしたいと思います。

総合経済対策で公明党が強く主張し、継続的な対策として実現するのが公的支援が手薄なゼロから2歳児の低年齢期に焦点を当てました妊娠・出産期を含む子育て支援でございます。これも資料を提供しましたけれども、映像がございません。国と地方自治体が連携しながら妊娠届と出産届の機会を利用いたしまして、伴走型の相談支援を拡充させるとともに、おむつやミルク等の妊娠出産時の関連用品の購入費助成、産前産後ケア、一時預かり、家事支援サービスなどの経済的支援を計10万円相当の規模で行ってまいります。

この低年齢期を焦点にした子育て支援は、今回の総合経済対策の財源として国で審議をされた第2次補正予算に加え、来年の令和5年度以降の本予算でも継続的に財源を確保し、恒久的な取組として確立させることを目指すものでございますが、この出産・子育て応援交付金事業に対して、明和町の取組をお伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 出産・子育て応援交付金事業につきましては、明和町は令和5年2月から事業開始を予定しております。

この事業は、伴走型相談支援と出産・子育て応援ギフトを組み合わせた形で、全ての妊婦、子育て家庭のニーズに即した効果的な支援となるよう工夫し、この支援を早期に対象者に届けることとなっております。

まず、伴走型相談支援につきましては、妊娠届出時と妊娠8か月前後及び出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間の計3回面談をいたします。明和町では、健康あゆみ課内にある子育て世代包括支援センターの保健師が面談を行い、そ

それぞれの時期に応じた相談支援を行っていきます。また、面談の対象者は、妊婦、産婦だけではなく、夫やパートナー、同居家族も一緒に面談できるような働きかけていきたいと考えております。

次に、出産・子育て応援ギフトについてですが、支給のタイミングは出産応援ギフトとして妊娠届出時の面談実施後に5万円相当、子育て応援ギフトとして出生届から乳児家庭全戸訪問までの間の面談実施後に5万円相当を支給いたします。これは、支給の条件として面談が必須となっておりますので、原則対面で面談を実施した後に申請書を記入してもらい支給するという流れになっております。なお、支給方法につきましては、現時点では、給付までのスピードを重視し、振込にて支給し、クーポンや広域連携での支給については、今後県の動向なども見ながら検討していくこととしております。

また、この出産・子育て応援ギフトについては、子どもの誕生日が令和4年4月からの方が対象となっておりますので、事業開始前に出産された方は事業開始後に10万円を一括支給いたします。事業開始時点で妊娠期にある方は、事業開始後に妊娠期の5万円を支給し、出生届出後に5万円を支給することとしたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

北岡議員。

○7番（北岡 泰） 今年度は現金給付ということでよろしくお願ひしたいと思ひますし、これは総合経済対策でございますので、先ほど言われましたように県と協議をしながら、幅広い形でポイント等を利用してとか、クーポン券を利用してとか、様々な形で実質お金世の中に動くような形で取り組んでいただきたいというふうに思ひておりますし、先ほど質問させていただきましたように、産前産後のケア、一時預かり等、また家事支援サービス等、明和町でどのくらいできるのか、しっかり取り組んでいただひて検討していただきたいというふうに思ひますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

次に進みます。

2点目に、学校施設の安全で快適なトイレ整備についてをお伺いしたいと思います。

学校トイレの様式化に合わせた多目的トイレ等の整備促進につきましてお伺いをしたいと思います。

インクルーシブが進められる学校施設におきまして、多目的トイレの整備は不可欠でございます。また、フェムテック、これは女性とテクノロジーというのを組み合わせた造語だそうでございますが、これが推奨される中で、学校施設にもウォシュレットつきトイレの設置が強く求められているところでございます。

文部科学省は、令和7年度までに公立学校の車椅子利用者用トイレの様式化を95%まで整備するとの目標を掲げています。また、国土強靱化の一環として、内閣官房でもトイレの様式化が掲げられておりました。この95%様式化の中長期目標を2025年度に前倒しするというふうに掲載をされております。

そこで、明和町の学校トイレの洋式化の現状と今後の計画についてお伺いをしたいと思います。

また、地域の学校トイレの洋式化を計画的に着実に推進すると同時に、多目的トイレ、ウォシュレットつきトイレの整備も合わせて推進すべきと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

あわせて、進めさせていただきます。

また、避難所における多目的トイレの整備は、障がい者や高齢者、子育て中の方にとって非常に大切なことでございます。さらに、ウォシュレットつきトイレの設置につきましても、災害時に避難所での生活が余儀なくされた際、特に女性や高齢者の衛生管理の面で重要な取組であると思います。避難所では、女性が、トイレが不衛生なことが原因でトイレの回数を減らそうと水分を控えたことによる健康被害や膀胱炎の発症も懸念をされているところでございます。

ここで、災害時に避難所となる学校施設の災害対策機能の強化の一環として

のトイレの整備には、総務省の充当率100%で補助率70%の防災減災対策債が活用できるようになっておりますが、災害時に避難所となる学校施設の災害対策機能の強化の一環として、先ほど言いました総務省の防災減災対策債を活用して多目的トイレやウォシュレットつきトイレの設置促進に取り組むことが必要と考えておりますが、教育長の快適なトイレ設置に対する見解を合わせて伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） まず、明和町の学校のトイレの洋式化の現状について申し上げます。

児童生徒用トイレの洋式化率ですが、小学校は45%、中学校は94%となっております。小学校は6校ございまして、この内訳は、大淀小学校50%、上御糸小54%、下御糸小38%、斎宮小48%、明星小45%、修正小24%となっております。

小学校は昭和の時代に建設しておりますので和式便所も多く、近年新校舎を建設しました中学校は洋式化率が高くなっております。小学校の中で洋式化率が低く、学校からも洋式便所への改修要望が出ております下御糸小学校につきましては、女子トイレの和式から洋式への改修工事費を今定例会で補正予算計上しているところでございます。

新しい再編小学校のトイレにつきましては、現在のところ100%洋式のトイレを予定しております。

また、斎宮小学校、明星小学校のトイレにつきましては、現在策定中の長寿命化計画の中で、洋式化の推進について検討しております。

多目的トイレにつきましては、文科省より避難所に指定されている学校トイレのバリアフリー化整備目標95%が出されておりますが、全校の校舎に現在1室以上は多目的トイレの設置がされております。今後、増設していくかにつきましては、スペースの確保、改築費用など様々な課題も予想されますので、学校現場の状況を見ながら必要な整備を検討していきたいと考えております。

ウォシュレットトイレにつきましては、便座の保温機能も含めて需要はございますが、財政的なこともありまして、積極的な整備は難しいのかなと考えております。ウォシュレット機能が必要と思われれます多目的トイレにつきましては、一部設置をしておりますして、今後、学校現場の声を聞きながら増設を検討していきたいと考えます。

それから、多目的トイレやウォシュレットを防災減災対策債を活用して取り組んでいってはどうかというご質問をいただきました。総務省の災害対策機能強化の一環であります防災減災対策債につきましては、避難所の整備が対象ではございますが、学校施設につきましては、体育館は対象ですが、校舎は事業対象になっておりません。補助メニューとしましては、文科省の学校施設環境改善交付金、これの大規模改造（トイレ改修）事業（補助率が3分の1）になりますが、これがございます。ただ補助要件がありますので、工事内容によっては、不採択、または一部対象外となることもございます。

避難所での衛生面、健康管理を考えますと、快適なトイレの整備は大変重要であると考えますが、学校現場の状況としましては、トイレの整備も含めまして、普通教室や特別教室、また給食室等の整備、体育館や体育施設、遊具等の整備など、多数の施設の整備を課題として抱えております。

ですので、トイレも含めまして学校の施設整備について学校現場の状況等を踏まえながら、必要度の高いものから順次整備をしていくように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁をお願いします。

教育長。

○教育長（下村 良次） 今の回答をさせていただいたとおり、質の高いものからやっぱり順番にやっていかなあかんのかなというふうに認識を持っておりますので、そのような形で進めていきたいなと思っております。

それから、防災減災に関しましては、まずは、トイレのほうを設置するということから、まず第一段階として、その後、よりよい環境をとということで考え



ていかなければならないというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問ございますか。

○7番（北岡 泰） 様々な予算の策定だとか、文科省との対応とか様々あるでしょうけれども、修正小学校の洋式化を進めるとかいう感じだったんですけれども、斎宮と明星小学校ですね、特に私が知っているのは明星小学校なんですけれども、あそこを避難所に指定されておまして、体育館内にトイレはございませんね。屋外トイレが体育館の横っちょに設置をされておまして、そこは完全な和式で、非常に運動会等で使われているのを見ておっても和式であったりとか、そのまま土足で入れるようになってんのは便利なんでしょうけれども、あまりきれいじゃなくて、ご家族の方や子どもさんは、校舎の中でトイレを使われているという状況が見受けられます。そういうものも含めまして、しっかりとこの対策を打っていただきたいというふうに思いますし、防災減災対策債のほうでいくと2分の1補助ということで、うまくいけば負担も軽減されるというふうに思っておりますので、そこら辺もしっかり検討していただきたいというふうに思って要望しておきますので、よろしくお願いたします。

次に、不登校特例校の設置推進についてお伺いをしたいと思います。

全国の小中学校で2020年度に不登校だった児童生徒は、前年度比8.2%増の19万6,127人となり8年連続で増加、過去最多となる中、私ども公明党は本年3月10日、不登校支援プロジェクトチームというのを設置させていただきました。

不登校児童生徒への支援策の一つとして、子どもの状況に合わせた授業カリキュラムを組むことができる不登校特例校の整備充実について協議を行いました。4月22日に衆議院の文部科学委員会で浮島智子衆議院議員が不登校特例校の設置拡大を訴え、末松文部科学大臣は不登校特例校の設置促進を図るというふうに応じました。

また、文部科学省は、6月10日に不登校に関する調査研究協力者会議の報告書を取りまとめ、今後の不登校児童生徒への学習機会の確保と支援の在り方につきまして、重点的に実施すべき施策の方向性は、「誰一人取り残さない学校づくり」、「不登校傾向のある児童生徒に関する支援ニーズの早期把握、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保」、「不登校児童生徒の社会的自立を目指した中長期的支援」の4点であり、不登校の考え方として、登校という結果のみを目標とせず社会的自立を図ること、状況によっては休養が必要であり、学校に行けなくても悲観する必要はなく、様々な教育機会を活用することが必要として、全国の教育委員会等への機関へ通知をいたしました。小中高等学校への周知を図ったというふうにされております。

不登校の児童生徒に合わせた学校づくりは、構造改革特別区域法を活用する中で2004年度から高尾山学園など、一部地域で始まり、2005年度の学校教育法施行規則の改正で特区申請なしで設置が可能となり、2016年に公明党の推進で成立した教育機会確保法に基づく基本指針では、自治体に対して不登校特例校の設置を促しておりますが、教育長の不登校特例校の設置に対する見解をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 全国の小中学校における不登校児童生徒の状況につきましては、先ほど議員のほうからも申し述べていただきましたけれども、毎年増加傾向でございます。議員が言われますように、令和2年度までに8年連続で増加しておるのが現状でございます。

文科省が現在推進する不登校対策の支援方法としましては、5つございます。その一つは、教育支援センターの設置の推進。そして、2つ目が先ほど議員が言っていただきました不登校特例校の特区措置。3つ目がフリースクールなど学校以外の場における不登校児童生徒の支援の推進、これはイメージとしては、学割とか通うのに必要なものの支援等々をしてやれというふうなことかなとは思っております。それから、4つ目は、スクールカウンセラーやスクールソー

シャルワーカーなどの配置などによる教育相談の充実でございます。それから5つ目が、指導要録上の出席扱いということで、今現在、学校へ来られなくている子どもたちの教育支援センターへ登校した部分につきましては、学校の登校日数というふうにしてカウントをしておる状況でございます。ただ、一般のフリースクールでありましたり、いろんな形のものについては、まだ出席扱いの形が認められておりませんので、そのあたりをどんどん推進していけというふうなことでございます。

イメージとしましては、ICTのほうの学習が成立してまいりましたので、一定条件、家のほうで勉強ができれば、それを日数に数えていく。そういった支援もしていけというふうなことが5つ目のことかなと思っております。

その中の今、議員が言っていただきました不登校特例校について少し触れさせていただきます。学習指導要領の内容にとらわれずに、不登校状態の児童生徒の実態に配慮した教育課程を編成し、また学習や生活環境にも配慮がされることから、登校がしやすくなる可能性があるだろうと、また、学力や社会性、自信を高める可能性もあると考えられます。しかしながら、特区申請が必要なことでありましたり、経済的な負担も多くあるということで、全国で今現在、設置されている学校数は、本年4月現在で小中高合わせて21校です。それから公立学校については12校という現状でございます。今現状としては浸透している状況にはないというふうな認識であります。

三重県におきましても、議員申せられたように、現在のところ、県のほうから私どもにこういう設置の考えについては、まだ聞かせてもらってはおりません。

ただ、文科省の支援策としては、これが上げられていることは承知しております。そんな中で三重県としては、明らかに今教育支援センターの設置の推進、こちらに軸足を置いてもらっているのかなと思っております。今年、高校のほうも教育支援センターが津のほうに設置されました。そういった意味からも、県のほうは特例校よりも教育支援センターの増設に軸足を置いてもらっておるよ

うな気がしています。

そのような状況の中で、当町ではこれまでもいろいろ話しさせてもらっておりますけれども、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー等の配置や活用によりまして、それから、また中学校における別室登校、現実今、別室登校で授業を受けている子どもたちも数人おるという現状でございます。

ではありますけれども、登校ができない児童生徒に対する支援としては、やはり教育支援センターの設置ということが効果的であると考えております。現在可能な施設としては、もう松阪地域では松阪教育支援センターの鈴の森教室、それからやまゆり教室、三雲にございますが、これまでの議会答弁のほうでも申し上げてきましたとおり、通室にかかる児童生徒、そしてまた保護者の負担が大きいということ。通室についての相談件数はあるものの、もう一つ通室の継続的な活用といえますか、そこまでには至っていないという状況とあまり伸びていない状況があることは事実としてございます。

以前には、こう申し上げていましたように、明和町内における教育支援センターの設置の必要性を私自身強く感じておりますので、三重県に対しまして、具体的な案の提案もしつつ、やらせてもろとるところでございます。

そんな中、児童生徒が通級しやすい運営方法は、やっぱり提案していかなければだめなのかなと思っていますので、提案もしながら要望し続けたいと考えております。

その成果は、着実に私自身表れているような実感しておりますので、引き続き頑張っってやっていきたいなと思っています。そのためにも、今後小学校は、統合施設の跡地も含めて適切な場所を考えながら、不登校や学校に行きづらい子どもたちの居場所づくりを進めていくためのそのあたりの部分の準備もしっかりとしていきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○7番（北岡 泰） 名称はどうであれ、不登校の子どもたちが安心して学習し、通えるようなそういう場所づくり、教育長も一生懸命取り組んでいこうと決意をされておるようでございます。

この前の朝日新聞に、津市が同じように子ども教育支援センターを設置しましたよと。教育委員会としっかり取り組んでいただいているようなお話が載っております。内容としては同じようなことでございますので、ぜひ明和町としても、しっかりとした地域のお子さん方が安心して通える。これ一つの大きな課題でございます、私、25年前かな議会に送っていただいて、もうその当時からこの不登校の問題、しっかり抱えておって質問させていただきましたけれども、なかなか前に進まない。少しずつ少しずつ時代として変わってきて、こういうふうに進み始めるという状況になっておりますので、予算が様々かかるでしょうけれども、町長さんもしっかりと教育長の思いを酌み取っていただきまして、予算確保に努めていただきたいと思っておりますし、検討の協議をしっかりしていただけたらなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に進みます。

発達性読み書き障害ディスレクシアというものについてお伺いをしたいと思います。

発達性の読み書き障害であるディスレクシアは、学習障害の一つのタイプとされ、全体的な発達には遅れはないのに文字の読み書きに限定した困難があり、そのことによって、学業不振が現れたり二次的な学校不適應などが生じる疾患でございます。知能や聞いて理解する力、発話で相手に自分の考えを伝えることには問題がないとしておりましても、読み書きの能力だけに困難を示す障害のことを言います。

主な特徴は通常の読み書きの練習をしても音読や習字の習得が困難、音読ができたとしても読むスピードが遅い。漢字や仮名の形を思い出すことが難しい

ため文字が書けない。または、よく間違える。文字を書くことはできるが、その文字の形を思い出すまでに時間がかかるため、文章を書くのに非常に時間がかかる。こういうものだそうでございます。

このディスレクシアは、日本の小学生の約7%から8%に存在すると言われておりまして、したがって、読み書きを苦手とする児童は、クラスに平均2、3人いると見られます。このディスレクシアは、周りの人が理解し、適切なサポートをすることで困難さを軽減することができるともされています。

そこで、このディスレクシアに対する適切なサポート体制について、確認をさせていただきたいと思えます。

公立小中学校におきまして、このディスレクシアの疑いがある児童生徒をどの程度、把握されているのでしょうか。また、ディスレクシアの疑いのある児童生徒を早期に発見できるよう取り組むことも必要と考えます。現在、学校現場では、どのような検査が行われているのか。お示しいただきたいと思えます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 発達性読み書き障害、ディスレクシアを含めた発達障害の疑いがある児童生徒への対応等につきまして申し上げます。

発達障害全般につきまして、担任教諭や保護者から相談があった児童生徒に対して、支援が必要と判断した場合に健康あゆみ課の巡回相談を受けております。巡回相談員、これは臨床心理士の方や言語聴覚士の方、特別支援教育士の方などがみえます。

これらの巡回相談員が学校に来校し、児童生徒の授業や学校生活の様子を観察し、担任教諭や保護者等に具体的な支援方法を伝えます。その場合に、保護者の同意を得て発達検査を行うことが多いようです。

発達検査の件数は、令和3年度実績で巡回相談190件中、実施が92件、そのうち7件が読み書きに関する検査でございました。巡回相談員は、この検査結果を基に、さらに保護者や担任等、関係する教員に家庭や学校での支援方法を伝えております。また、不登校児童生徒の中にも検査の結果、ディスレクシア

の疑いがあると判明した子どももおります。

教師や保護者がディスレクシアと知らずに注意を繰り返してしまうと、本人が大きく自信を失ってしまったり、反対に反抗的な態度を取ってしまうこともあります。不登校につながってしまうおそれがありますので、学校ではそうしたことがないようにそれらを踏まえて対応するようにしております。

○議長（奥山 幸洋） 再質問ございますか。

北岡議員。

○7番（北岡 泰） 分かりました。

次に行きます。

ディスレクシアは、家庭や地域、学校それぞれでできるサポートが考えられています。例えば、学校においては、黒板をノートに書き写す代わりにタブレットで写真を撮る。あるいは、タブレット端末に文章を入力するといったことも障がいの軽減になります。また、宿題の提出をタブレット端末で提出することや教科書につきましても、デジタル教科書のルビ振り機能や音声読み上げの機能を活用することも効果的と考えられます。障がいの困難さを軽減するため、学校現場において、タブレット端末の活用やデジタル教科書を効果的に活用できるよう教育委員会からの後押しが必要と思いますが、いかがでしょうか。

また、学校現場でディスレクシアが発見された際、保護者との連携を十分に図ることが重要です。教育現場のみならず、専門医の診断を必要とする場合もあり、医療機関への接続をスムーズに行うことや早期療育につなげる必要性もあると考えます。こうした点も踏まえまして保護者の理解は欠かせません。また、合理的配慮への理解を他の生徒児童や保護者に周知することも必要であります。特別扱いをしているとの誤解からいじめなどにつながることを恐れ、合理的配慮を受け入れられないことを防ぐ必要があります。まずは、保護者等を対象に発達性ディスレクシアに関する分かりやすいリーフレットを作成し、学習会や講演会を実施し、発達性ディスレクシアへの理解を促す必要があると考えますが、教育委員会のご見解を求めます。よろしく申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） まず、学校でのサポートにつきましてですが、これは巡回相談で得た支援方法を参考に行っております。タブレットの活用例につきましては、文字の学習アプリで演習をしたり、あと、黒板の書き写しが困難な場合、こういうときは黒板を写真に撮ってそれを手元に置いて、そこから見てノートに書き写したり、それから漢字が書けない場合、こういう子もいますので、キーボードの文字入力で作文をしたりしております。

デジタル教科書は、教室のテレビ画面や電子黒板では使用はしておりますが、児童生徒用のもの、いわゆる個々のタブレットの中でその中へ搭載するというのは、国の支給対象外でございまして、その機能は有しておりませんので、先生が児童生徒の教科書にルビを振るなどして対応しております。

健康あゆみ課の巡回相談におきまして、ディスレクシアを含めた発達障がいへの疑いに関する相談があった場合、巡回相談員より教員や保護者に対して、学校や家庭で行う支援の内容とその方法を伝えております。それに加えて医療が必要な場合は、健康あゆみ課の保健師が保護者を含めて各機関と連携を図ることもございます。

学校は、保護者と連携し、学校や家の様子を情報共有しながら、支援方法を相談して進めております。これらの情報は、担任のみでなく学校全体で共有をして、組織的に児童生徒への合理的な配慮等の支援ができるようにしております。また、その際には他の児童生徒からも理解を得て、本人が居心地のよい環境を整えるように配慮しております。

ディスレクシアに特化したリーフレットというのは作成しておりませんが、発達障害全般に対するリーフレットがありますので、それらを活用して、当該児童、保護者、そして他の児童生徒の保護者にも、さらに理解を促していく必要があるというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。



北岡議員。

○7番（北岡 泰） ぜひこういう障がいの皆さんが理解をしていただきながら、学校教育を受けられるように積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、学校等におけるてんかん発作時の口腔用液ブコラムの投与について伺いをします。

てんかんは発作を繰り返す脳の病気で、年齢、性別、人種に関係なく発病すると言われております。

WHOでは、てんかんは脳の慢性疾患で脳の神経細胞ニューロンに突然発生する激しい電氣的な興奮により繰り返す発作を特徴とし、それに様々な臨床症状や検査での異常が伴う病気と定義をされています。

てんかんは、乳幼児期から老年期まで幅広く見られ、人口100人のうち、0.5人から1人が発症すると言われております。発病年齢は3歳以下が最も多く、成人になると減るそうでございます。この小児てんかんの患者さんの一部は成人になる前に治ることもありますが、ほとんどは治療を継続することが多いとのことでございます。

てんかんの児童生徒が学校内で実際にてんかん発作が起きた場合、30分以内にこの発作を抑えなければ脳に重い障がいを残す可能性があると言われております。てんかんの持病を持つ児童生徒が学校内でそのような最悪な状態にさせないために、発作が発生した場合は、迅速な抑える薬の投与が必要であります。

このてんかん発作に対しまして、このたび、口腔用の液薬ブコラムが薬事承認されました。令和4年7月19日付で内閣府、文部科学省及び厚生労働省関係各部署などの関係各省庁事務連絡において、「学校等におけるてんかん発作時の口腔用液ブコラムの投与について」が発出をされております。

文部科学省では、学校などで児童生徒がてんかん発作を起こした場合、教職員らが迅速に鎮静化させるためのこの治療薬を投与できることを関係者に知らせる事務連絡を発出し、周知を呼びかけております。

一方で、この事務連絡は、教職員などのブコラムの投与につきまして、緊急やむを得ない措置として医師法に違反しない旨を通知し、その上で使用条件として保護者が学校などに対し、医師による留意事項を記した書面を渡して説明することなどが挙げられておりまして、学校側の協力がなければ、現場で投与することは不可能でございます。

まず、お伺いをしたいのは、文部科学省からの児童生徒がてんかん発作を起こした場合、教職員らが迅速に鎮静化させるための治療薬を投与できるとの事務連絡について、各学校にどのように伝達されているのかをお伺いしたいと思います。

また、このブコラム投与の医師からの書面指示について、専門的な医師の指示に対して保護者と連携し、適切に対処するための職員への研修や児童生徒への医療的情報の漏えい防止対策など、学校側がブコラム投与に適切に対応できる体制の整備が必要であると考えますが、教育委員会の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 学校等におけるてんかん発作時の口腔用液ブコラムの投与についてですが、令和4年の7月19日付で文科省が内閣府・厚生労働省と連名で事務連絡を出しておりまして、県教育委員会を經由して通達された文書を町内の各学校に通知をしております。

各学校におきましては、養護教諭が中心になって対処が必要な児童生徒の情報があった場合に、この通達に基づいて緊急時に対応する体制が必要なことを認識して情報共有をしております。

ブコラムの投与は、重篤なてんかん発作を持つ子どもに対しての処置でございまして、使用に対しては、一定の条件を満たす場合に限り、医師法違反にならないとされております。

一定の条件とは、当該児童等及びその保護者が事前に医師から書面で指示を受けていること。学校等において、やむを得ずブコラムを使用する必要性が認

められる児童であること。それから、当該児童等及びその保護者が学校等に対して、やむを得ない場合にブコラムを使用することを具体的に依頼していること。当該児童等を担当する教職員等が使用に当たって当該児童等がやむを得ずブコラムを使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること。それから、ブコラム使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること。当該児童等の保護者、または教職員等がブコラムを使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させることというふうな細かい前提条件がございます。

健康状態に留意点のある児童生徒は、年度の開始までに保護者との面談や対応の協議がありまして学校が把握をします。現在、町内の小中学校には、ブコラムを投与する必要がある重篤な児童生徒はいない状況です。

学校におきましては、緊急時にブコラム投与が望ましい生徒がいる場合は、事前に保護者との面談、医療機関や消防との連携体制の構築を行い、医師からの指示書に基づいて緊急時に投与できる体制を整えると、そういう必要がございます。そのような情報を把握した場合は、事前に職員間での情報共有や研修の実施、それから研修会の参加等にも努めていくように教育委員会としても学校に対して要請していきたいと思っております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問されますか。

北岡議員。

○7番（北岡 泰） ありがとうございます。

現在としては、明和町の小中学校にそういうお子さんみえないということですね。ちょっと安心しましたがけれども、僕自身が自分が小学生の頃に、同級生がてんかん発作というのを起こしまして、そのときにみんなが慌ててどうしたらいいんやって。そのときにとにかく舌をかまんように何かくわえさせようというって、大変な対応をした覚えがございますので、こういう症状が起きたときに、しっかりと対応できるように常日頃から教職員の皆さん方が対応していただ

ると、また学習していただけるとありがたいなというふうに思っております。

次に、行きます。

高校3年生までの医療費の無償化を求めたいと思います。

公明党は、全国で高校3年生までの医療費の無償化を目指しております。先ほど紹介いたしました子育て応援トータルプラン、これにつきましても、安心して子どもが医療を受けられるように国保の減額調整措置の見直しを進めるとともに、地方財政を確保しつつ高校3年生までの無償化を目指して子ども医療費助成の拡大を推進しますというふうに明記をさせていただいております。

これまでも私は明和町におきまして、中学校卒業までの医療費の無償化を訴え、推進をさせていただきました。現在では、高校3年生18歳年度末までを対象にしている市区町村が増えておりまして、通院は前年比84増の817、これは18年度末ですので、もっと増えているかも分かりません。通院は前年比84増の817、入院は同93増の892に上ります。

全国的には高校3年生までの医療費の無償化が主流になりつつあり、今明和町も一歩踏み出す時期が来ていると思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 現在、乳児と乳幼児の未就学児童につきましては、子ども医療助成の現物給付によりまして、窓口負担なしの医療費無償化が実現されているところでございます。

未就学児童の現物給付につきましては、令和4年4月1日現在、三重県下の29市町のうち、29市町において実施されております。これにつきましては、未就学児童に係る国保国庫負担金の減額調整措置が廃止されたということが大きかったのではないかと考えています。

一方、中学生までの現物給付を実施しているのは、三重県下では2市町で高校3年生まで医療費助成を行っているのは、7市町という状況でございます。7市町とも償還払いとなっております。

高校3年生までの医療費の無償化を実施できないのかというご質問ですが、安定的に持続できる制度として運用していくためには、北岡議員もおっしゃられますように、国保の減額調整措置の見直しとそれから地方財源の確保、これが重要になってまいります。

現在、福祉医療助成制度の対象拡大と現物給付の対象拡大に向けて、県補助金の拡充と国保の国庫負担金の減額調整措置の廃止を県や国に要望しております。今後も引き続き、要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○7番（北岡 泰） ぜひ前へ進めていただきたいと思います。国として私ども公明党としても、しっかりとこれに対応していきたいと思いますので、歩調を合わせていただきまして、もしそのように財源等進んでまいりましたら、対応していただくように、町長よろしくお願ひしたいと思います。

町民の福祉の増進を進めるのが地方自治体の責務であるというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げまして、次の質問に行きます。

安心・安全のまちづくりの推進というテーマで、3つお伺ひしたいと思います。

一つは、地方創生臨時交付金を活用したLPガス料金の支援策についてお伺ひしたいと思います。これは資料が上っておりますので、データを上げてください。

まずは、資料1のとおり、今般の補正予算案で料金の抑制に資する設備導入への支援をLPガス事業者、LPガスの需要家に対して行うことになっております。これに加えまして地方創生臨時交付金を活用して各自治体がLPガス料金上昇抑制に資する施策を行っていただくよう経済産業省より検討の願ひが流れているところでございます。

LPガス料金の抑制に関する負担軽減対策の消費者向け事業例、LPガス多

消費企業向け事業例などを示されておりますが、明和町では物価高騰対策としていかに検討してみえるのか。お伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） LPガス料金上昇抑制に向けた地方創生臨時交付金の活用につきましては、経済産業省から11月8日付事務連絡で全国の自治体宛てに依頼があったところでございます。

この中で議員が申されたとおり、都市ガスの原料でありますLNG、いわゆる液化天然ガスに比べてLPガスのもとになるプロパンは価格が安定しているものの、地域の実情に応じて地方創生臨時交付金を活用することは可能と書いているところでございます。しかし、町内の状況を見ておきますと、プロパンガスにつきましては、現時点で大幅な価格上昇は見受けられない状況と考えております。現在、プロパンガスに対する直接的な支援は計画していない状況でございます。

これまで明和町におきましては、町のいきいき商品券事業により、例えば消費者、事業者も含めた包括的な支援策を実施したほか、事業者向け支援といたしまして、10月の補正予算で農家の肥料価格高騰対策や漁業者の燃料支援等の上げさせていただいたほか、この12月においても施設園芸農家や畜産農家、運送事業者の物価・燃料の高騰対策支援事業を計上させていただいております。

また、福祉事業所の運営費の支援やこども園の運営費の支援、学校、保育所等の給食費補助など、町として様々な物価高騰・燃料費高騰対策支援策を実施しているところでございます。

本年度の地方創生臨時交付金といたしまして、上限額2億9,827万4,000円に対しまして、本年度ももう既に3億円を超える事業を計画しておるところであり、今後も引き続き、状況を注視していきたいと考えておるところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○7番（北岡 泰） 先ほどデータを上げていただきましたけれども、この事業者に対して、民間LPガスの高騰に対する国のほうの支援というのが138億円ということで、これLPガスを少しでも値下げしなさいよということで対策の一環を打っていただいたところでございます。

これはなぜかといいますと、電気とそれから都市ガス、これについては、もう大きな企業が価格抑制ということで国の支援をそのまま受けて料金を下げるという対策に出てまいりますので、ここはいいんですけれども、LPGというのは地域の小さな企業さんがやっています、それぞれの価格帯がみんな違います。ですから、ここに関してはエネルギー支援庁が何とかそれぞれの事業所さんに応じて、この値段の価格を下げられるような対策を打てないか。そのための支援を考えましょうということで打たれたものでございます。これらにつきましては、しっかりと産業振興課が対象になるのかな。こういう民間企業に対して、こういう事業ありますよということで、しっかりと周知をしていただきたいというふうに思います。

また、この対策として、今公営の住宅や学校等給食室のところに、たくさんプロパンガスが並んでいる、ボンベが。これ取り換えに非常に人の手間がかかる。ここのところが対象になって大変だということがあるみたいなんですけれども、この絵にありますように、LPガスタンクと大きなタンクを一つ設置して、これに需要が大きいところ、月に100㎡ぐらい使うような需要、これは学校等がその対象になってくると思うんですけれども、ここにこういうタンクを置きますと、ここにタンクローリー車みたいなものを持ってきて充填をする。1人の人間で簡単に充填ができてガスを使っていただくことができる。こういうものに対しても、国はお金を出しましょうという話になってきております。これが要するに人件費の削減によって、料金を下げるという方向性も出てきております。

また、さっき上げていただきましたように、自動化、スマートメーターを組み込んでいただきまして、どんどんとそれを点検を自動化して、そこら辺で料

金の値下げをしていきたいと思います。こういうこの配送の合理化を進めると1軒当たり100円から200円の価格抑制ができるよということで、概算出させていただいております。こういう取組もありますよということで、お話をさせていただければと思います。

もう一つが、地方創生臨時交付金、先ほど課長さんのほうから2億9,000万円ぐらい出てきて約3億円使ったもので、もう、うちとこいっぱいはいっぱいですわみたいな話なんでございますが、違うと思うんですよね。地方自治体に応じてその状況に応じて、2億9,000万円国のほうからどんと送りましたよ。だからその1.5倍ぐらい使って地方経済回しなさいよというのが国の方向性ですわ。ですから、もらったお金そのまま使うてもうありませんわという話じゃなくて、そこは少し知恵を出して、1.5使えとは言いませんけれども、1.1なり2なり使っていて、こういうガスの対策ですね、これはもう地域でしかできないことでございますので、この消費者向けの事業例、今挙げていただきましたように、1が地方公共団体と消費者がこの料金表を渡して、これだけ使っています。少し助けてくださいみたいなんで現金給付を行うとか、またLPガスの事業者さんが中間に入って、この臨時交付金を活用しますので商品券発行していきますと。それに対して応援をしてくださいと。こういう話もできてくるというふうに思います。

また、産業振興のための現金給付というのも事例でありますよということで、これは示させていただいております。地方公共団体が消費者さんにたくさんのガス消費をされる産業でございますが、そういうところと直接いろいろ取扱いを行って、10万円ぐらいの給付が一番下ですけれども、できるようになりますよとか、中小企業のLPガス消費の設備導入支援をしっかりとしましょうというのが支援策として盛り込まれていると。こういう様々なものがございまして、ぜひこういうものを検討していただくというのが大事かなというふうに思います。

今定例会では民間こども園への燃料費高騰支援としてLPGにつきまして支



援をされております。ここの部分限定ですよ。ですから、この部分に対して詳細もらいまして、一つの同じ経営されている園で、一つはもうゼロでした。下手したらマイナスかな。何か数字が書いてあったんですけども、一つはたくさん金額でした。これは支援しますと予算を上げていただきましたけれども、この明和町の中の各施設、こういうところが先ほど担当課長さんがLPGの単価とかあまり変動ないですよというふうに言われていますけれども、現状どんなふうになっているのか。たくさん上がっているところもきっとあると思います。それも企業によって単価が違うということでございますので、やっぱりそれは調べてくださいと僕はお願いしてありますので、学校施設、就学前施設、社会福祉施設また公営住宅など、調査をされたのかお伺いをいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 私のほうから小中学校と就学前施設の状況について申し上げます。

各施設とも、基本料金、使用料金ともに、若干の値上がりがございますが、現段階では既設予算の中で対応している状況です。今後の高騰状況によっては3月で補正をお願いすることになるかも分からないというふうに今考えております。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 生活環境課から公営住宅についてでございますけれども、公営住宅では使用料金の支払いにつきましては、各世帯個々で行っておるような状況です。ただし、例えば、上御糸団地では、ガス庫にまとめてLPGのガスボンベを置いているために、その自治会においてサービス性や料金等を検討した上でガス会社と契約をしているような状況でございます。

なお、その他の公営住宅につきましては、各個人で各ガス会社と契約をしているといった現状でございます。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 明和の里の状況について報告させていただきます。

ます。

やっぱり若干伸びがございます。その部分につきましては、この12月補正で手当てさせていただくんですけれども、支援金という形で指定管理者の社会福祉協議会に支援していきたいなどは考えております。

○議長（奥山 幸洋） 北岡議員。

○7番（北岡 泰） ざっと私のほうは調べて本当に事業者さんによって違いますので、8%から9%ぐらい値上がりしているというふうに考えております。ここの社会福祉協議会は支援をちゃんとしていますということでございますけれども、学校は値上がりしても明和町の税を投入するので問題はないんですけれども、公営住宅なんかは個人で1本1本置いていただいているというのは問題ないんですけれども、上御糸団地なんかは集合でやっていますよね。そうすると、そのこの部分の納入というのは各自治体がやっています、自治会がやっていますという話で、そこが本当にいいのかなど。あの上御糸団地というのは、低所得者であったり高齢者であったり、ひとり親家庭であったり、そういう非常に底辺の部分の方々が住んでいただいている住宅でございますので、そのこの単価については、もう少しきめ細かやかに行政側がタッチをしてあげないと、値段本当に安いのかな。明和町で、学校やいろんなところでみんな単価違いますので、ぜひ一度調べていただきまして、一番安いところの単価で入れていただいているのかどうか。そこら辺も含めてぜひ検討していただきたいなというふうに要望しておきますし、また産業振興課長、ぜひLPGの業者さん、明和町で何社あるんか。地元業者さんですね、何社あるのかちょっとよく分かりませんが、こういう対策を事業を通じてどんなふうなことをしたいですかというぐらいのお話は一遍聞いていただけたらなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

次に、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用についてお伺いをいたします。

厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金というのは、介護施

設等における防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー等の整備、非常用自家発電設備、給水設備の整備、水害等に伴う改修、新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る換気設備の設置等について補助する事業でございます。補助率は国が2分の1、自治体4分の1となっております。事業主が4分の1負担をすることになっておりますけれども、事前に地元の各施設等に対して計画等を出して調査をしていただき、その調査結果に基づき、この予算の用意をする必要があります。

補助事業を実施する場合には、県宛てに協議書を提出いただくこととなります。実施につきましては、県の審査及び厚生労働省における判断により交付の可否や交付額が決定するようでございます。

年々激甚化、頻発化する自然災害や感染症等から施設を利用している高齢者の皆さん方を守るための取組、これを後押しすることは大変重要でございます。事業者のニーズをしっかりと把握しながら地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金を積極的に活用すべきであると考えております。その中で、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の積極的な活用につきまして、事業者のニーズ調査が必要と考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

また、地域の施設利用者の安全と安心のためにも必要な予算を確保し、積極的に地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金を活用すべきであると考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用に向けた事業者のニーズ調査につきましては、事業実施年度の前年度に県から事務量調査として、県に登録のある全事業所に対して通知し、調査を行っております。

定員30人以上の施設については、県がこの事業の窓口にて、定員29人以下の施設については町が窓口となっております。この調査を基に交付希望の事業所を把握しているところです。今後も県と連携して事業者のニーズ調査を把握できるよ

う努めていきたいと考えております。

また、予算の確保と積極的な活用につきましては、事業所が実際に交付を希望する場合、交付申請の前に協議書の提出が必要となります。国から協議について通知がありましたら、町内対象事業所に連絡をして確認をしております。

国では、優先度が高い事業の順に採択されます。内示がありましたら、町のほうでも必要な予算を補正して確保しております。実績としましては、過去10年間で3件の申請があり2件が採択されました。平成30年度にサービス付き高齢者向け住宅のスプリンクラーの整備、令和元年度に特別養護老人ホームの非常用自家発電の整備のため、この事業の活用をいたしました。

令和4年度については、グループホームが大規模修繕の申請の協議を提出いたしましたが、国の予算額を申請額が大幅に上回り、優先度が高いものが採択されたことから不採択となっております。

今後も、この交付金の活用につきましては、町内対象事業所に積極的に紹介を行っていききたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○7番（北岡 泰） ぜひ積極的な活用を促していただきたいと思います。この先ほど言いましたように、新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る換気設備についても補助が出ますよということでございます。明和町の中のそういう施設につきましても、感染拡大したところがあると思いますので、こういうことにも使えますよというのをまたしっかりと周知をしていただきまして、施設整備推進していただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

最後に、グリーンライフ・ポイント制度の導入についてお伺いをいたします。

グリーンライフ・ポイントとは、環境省が実施する事業で、環境に配慮した行動に対してポイントが付与される制度でございます。

日本は2030年までに温室効果ガス排出量を46%削減するということをアメリ

カ主催の気候サミットで表明をしております。期限までにあと残り8年と迫っている中、日本の温室効果ガス排出源の6割以上が衣食住の分野でございます。したがって、国や企業の努力だけでは難しく、国民一人一人に意識をしてもらう施策が必要です。

グリーンライフ・ポイント制度は、環境に配慮した日常の行動をポイント化することで、一人一人が環境問題を自分ごととし、環境に配慮したライフスタイルへの転換、これの機運を高めようとするものでございます。消費者がコンビニやスーパー、大手通販サイト、家電量販店、自治体において環境配慮行動を実践した際に、既存のサービスの範囲内でポイントが上乘せされる仕組みでございます。このグリーンライフ・ポイント制度を導入している自治体は企業と連携しているケースが多くなっております。地域のグリーントランスフォーメーションについて、どのように考えているのかお伺いをします。

日本の温室効果ガス排出源の6割以上が衣食住の分野ですが、住民のライフスタイルの転換に対する取組状況についてお伺いをいたします。環境問題に取り組んでいる企業と連携してグリーンライフ・ポイント制度を導入し、一人一人が環境問題を自分ごととし、環境に配慮したライフスタイルの転換への機運を高めることも有意義かと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（奥山 幸洋） 質問に対する答弁。

生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） まず、地域のグリーントランスフォーメーションについて、どのように考えているのかということでございますけれども、このグリーントランスフォーメーションは、カーボンニュートラルの実現を目的として、事業者における温室効果ガスの排出源である化石燃料や電力の使用を再生可能エネルギーや脱炭素ガスに転換することで、社会の経済自体を変革させるということを指しております。

世界の国々では、カーボンニュートラルを目指す取組がなされまして、国内

でも2050年を目途にカーボンニュートラル宣言がなされたことにより、脱炭素実現に向けたグリーントランスフォーメーションが全ての業種・業界において重要な課題となっております。事業者は自社だけではなく、取引先も含めた温室効果ガスの排出削減が求められることとなります。

町といたしましては、公共施設への太陽光発電や省エネ機器の導入促進、エコカーの導入、エコマークやグリーン商品の購入などの検討を行い、現在も進めているごみのリサイクルのさらなる促進に取り組んでいきたいと考えております。

また、昨年の4月12日に近隣の6町で「ゼロカーボンシティ宣言」を共同表明したことを活かしまして、広域で取り組むことで、より効果的に温室効果ガスの排出削減に向けた協議をしていきたいと考えております。

また、日本の温室効果ガスの6割以上が衣食住の分野といったものでございますけれども、議員おっしゃるとおり、国内の温室効果ガスの排出源が衣食住により6割以上を占めております。

これまでのライフスタイルの転換に対する取組といたしましては、特に食の部分におきましては、食品ロスといった大きな問題がありまして、燃やせるごみの中には未利用のままの食品が見受けられるといったのが現状です。

そこで、町では年に数回、広報やホームページを活用して、食品を賞味・消費期限内に利用することや必要以上に購入しないことを訴え、身近な部分から食品ロスの削減に向けた啓発を行っております。そのほか、生ごみの減量化及び生ごみの中に含まれる水分量削減のため、水切りの徹底を、～もうひとしぼり～といったタイトルで、広報やSNSにより温室効果ガスの削減に取り組んでいる状況でございます。

また、トイレットペーパーの芯や菓子類の箱なども燃やせるごみの中に見受けられますが、雑誌の中にはさみこむなど工夫をしていただき、紙類、雑誌類としてリサイクルできるように取り組んでおります。

このように一人一人が意識して習慣化し、実行すればそれほど難しいもので

はございません。これからもごみ減量化とリサイクル向上に、引き続き取り組んでいきます。

加えて、今年の4月21日に町とウォータースタンド株式会社は、ペットボトル等の使用抑制を図り、ごみの減量化や地球温暖化防止対策などに寄与することを目的に、「マイボトル等で利用できる給水スポットの設置に関する連携協定書」を締結し、ドリームオーシャン総合体育館内にマイボトルで給水できるウォータースタンドを設置いたしました。

このウォータースタンドは、誰でも無料で給水でき、身近にできる地球環境保全活動としてマイボトルの利用を進めており、8月には齋宮小学校と明星小学校においても設置をしております。今後は、ほかの公共施設への設置の検討を考えております。

さらに、以前から活発に行われている取組といたしましては、UMOUプロジェクトがございまして、ダウン50%以上の羽毛布団やダウンジャケットを回収して、再利用するシステムが町の社会福祉協議会などを通じて実施をされております。

今後は、これらの取組のほか、全国各地の先進事例を調査し、町民の方々が実施しやすい活動を検討していきたい所存です。

なお、来年度の予定ではございますけれども、町では老朽化した公用車の入れ替えを行う予定でございまして、カーボンニュートラルの対象として電気自動車を導入していく予定でございますので、その節はよろしくお願い申し上げます。

最後に、おっしゃられたグリーンライフ・ポイントの制度でございましてけれども、これは地球温暖化や環境問題など山積をしている現代におきましては、行政と企業と消費者が一体となり、環境に配慮した行動に切り替えていくことが今後は重要であり、大きな課題でもございます。

こういった中、企業のエコ製品やサービスの提供が拡大すると同時に、消費者の意識はより一層高まるものと思われまます。さらにポイントが付与されるこ

とにより、これまでは環境への意識が高くなかった人も、自然に環境への配慮活動を促すいいきっかけになるかと思われます。

現在、環境省が実施するグリーンライフ・ポイント制度は、県内では活用している市町や企業等はありませんが、今後はグリーントランスフォーメーションの動きが活発化していく中で、カーボンニュートラルを目指す明和町といったしましては、協力していただける企業や事業者の検討を行っていきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

北岡議員。

○7番（北岡 泰） ぜひ啓発、またはポイント制度の推進、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 異議なしと認めます。

よって、11時半まで休憩といたします。

（午前 11時 18分）

---

（午前 11時 30分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

---



## 9番 山本 章 議員

○議長（奥山 幸洋） 3番通告者は、山本章議員であります。

質問項目は、「明和町における選挙投票率について」の1点であります。

山本章議員、登壇願います。

（9番 山本 章議員 登壇）

○9番（山本 章） 皆様、お疲れさまです。

議長より登壇の許可をいただきましたので、事前通告に基づき、明和町議会議員として最初の一般質問をさせていただきます。これからどうぞよろしくお願ひします。

では早速ですが、明和町長及び町議会議員選挙における投票率について幾つか質問させていただきます。

全国的に投票率の低迷が目立っており、特に地方では年々その数字が顕著に出てきております。新型コロナウイルスなどによる不安定な社会情勢、有権者の意識低下、若者の政治離れ等、考えられる要因は様々ですが、明和町においても確実にその傾向が感じられる中、先月11月8日告示、13日に執行された明和町長及び町議会議員選挙において、有権者数1万8,978人に対し投票率56.83%となり、1万786名が選挙に行かれ8,192名の方が無投票でした。4年前の前の投票率は65.45%で、投票率だけで比較するとマイナス8.82%という結果となっております。これまでの選挙投票率の推移を分かる範囲で結構ですので、お聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 山本章議員の質問が終わりました。

これに対して答弁を願うわけですが、今回の質問に関しては、選挙事務に関することでもあり、答弁は選挙管理委員会事務局に答弁をさせます。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（松本 章） まず、投票率につきましては、明和町が誕生しました昭和33年の第1回から記録が残っております。

町長選挙の場合は無投票のときもございましたので、議会議員選挙について申し上げます。

まず、昭和33年から昭和61年までの昭和の時代は、90%台でございました。平成の時代に入り、平成2年、平成6年、平成10年の3回は80%台、平成14年と平成18年は70%台、平成22年が64.99%、平成26年が63.33%、平成30年が65.45%、そして今回の令和4年は56.83%という結果でございました。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本章議員。

○9番（山本 章） ありがとうございます。

今回が初めての50%台ということです。そこにおいては、今回、本当に危機感を持つべきだと思っております。

選挙というものは民主主義の根幹をなすものであり、我々自身も町民の皆様が関心を持ち、自らの1票が政治的効果を持つということを発信し、進んで投票に行っていただくよう日頃から活動していかなければなりません。

また、公職選挙法第6条では、選挙に関する啓発、周知等に関わる事項が定められており、選挙管理委員会は選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反、その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならないと明記されております。

これを踏まえ、また選挙管理委員会事務局として前回比マイナス8.82%に対し、どのように受け止め、考えられているのかお聞きいたします。お願いします。

○議長（奥山 幸洋） 再質問に対する答弁、選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（松本 章） 投票率の低下につきましては、その時々の社会情勢や政治的課題、有権者の意識など、様々な要因が考えられますが、議員がおっしゃられるとおり、選挙というのは民主主義の根幹をなすも

のであり、多くの有権者の意思が反映されるべきであるため、投票率の低下は大変残念であり、深く憂慮しているところでございます。

また、投票率の低下は、国政選挙等あらゆる選挙において見られる傾向であり、さらには、本町だけではなく全国的な課題であると認識をしております。

今回の町議会議員・町長選挙の結果を受け、投票傾向を分析するため、年代別など詳細な投票率を出しました。80代が59.6%、最も投票率が高かった70代で75.9%、60代71.9%、50代61.9%、40代50.1%、30代40.9%、20代31.8%、18、19歳は40.8%と、世代が若くなるほど低くなっております。また、投票した人の年代別割合は、80代以上11.2%、70代22.3%、60代19.4%、50代16.9%、40代14.2%、30代8.9%、18歳から29歳7.1%となっております。

この結果から、選挙人、特に若い世代に、どのように働きかければ選挙に関心を持っていただけるか。投票に来ていただけるかが喫緊の課題であると考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本章議員。

○9番（山本 章） ありがとうございます。

40代が50%、30代が40%、中心世代が関心薄れているのが分かりやすく調べていただきましてありがとうございます。ほかの市町においても、投票率を上げるために様々な手だてを打ち出しております。明和町として今回の選挙から選挙権年齢が引き下げられました。

明和町の広告ツールとして、広報めいわ、デジタルの広報めいわ、あと防災無線、議会だより、回覧板、ポスター、ホームページ、LINE、ツイッター、インスタグラムなどがございますが、今回の選挙において、どのような取組をなされていたのか。また、今後どのような新しい取組を進めていくべきかを考えているかをご答弁お願いします。

○議長（奥山 幸洋） 再質問に対する答弁、選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（松本 章） 今回の選挙における啓発につきましては、広報めいわ、町のホームページ、役場庁舎やコミュニティセンターなどへのポスター掲示、防災無線、行政チャンネル、広報車で町内巡回、町の公式SNSであるLINE及びツイッターなどを使って周知啓発を行いました。かねてより啓発を行う際は、その受け手に合った媒体、手段で行うようにしております。

ご年配の方に向けては、なじみのある防災無線が有効と考え、期日前投票が始まってから投票日前日、投票日当日などに投票を呼びかける放送を行いました。働く世代へ向けては、いつでもどこでも町からのお知らせを確認できる町公式LINEが効果的と考え、9回にわたり配信を行いました。

また、選挙に関する情報を手軽に入手していただけるよう、広報めいわや入場券同封のチラシ、ポスターなどに町ホームページへのQRコードを掲載いたしました。そして、LINEのメニュー画面からもワンタッチでホームページの選挙情報にアクセスできる設定をいたしました。

そのほか、投票所の場所が分からないといった理由から投票に行かないというケースがあること。特に転入してきたばかりの方のことですが、こういった方に対応するため、投票所をインターネット上の地図グーグルマップに表示させるなどを行っております。

さらに、今回は、20代などの若い世代へ発信するため、二十歳のつどい実行委員会の皆様に協力していただきまして、選挙啓発動画の制作という初の試みを実施いたしました。「明和町の好きなところ」「将来の明和町は」というテーマで、二十歳の若者が感じていること、明和町への思いなどを話してもらうという2種類の動画を制作いたしました。この動画を行政チャンネルでCMとして放送するほか、町のユーチューブチャンネルで配信をいたしました。ユーチューブでの再生回数は2本の合計、約1,700回となっております。

このように、その時々、時代や社会情勢に合った効果的な方法を模索して周知啓発に取り組んでおりますが、今後もより一層検討を重ねながら進めてまい

りたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本議員。

○9番（山本 章） ありがとうございます。

様々なターゲットに向けた取組、理解いたしました。データを基に的確にペルソナ設定を行うことが重要だと考えます。ユーチューブの再生回数や今回の投票率を見ますと、うまくターゲットにリーチができていないのを印象として受けました。

例えば、ホームページへのアクセスはQRコードやLINEを導入することでどのように変化したのか。グーグルマップにピンを打ってからのインサイト活用、どのようにMEO対策したのかは今からなんですけれども、これからも興味のあるところです。

先に述べた広告ツールのアナログ及びデジタルデータは常に蓄積されていきます。このデータを活用した長中短期の目標設定及びマネジメントサイクルの実施の具体案やまた今後このような計画や取組の透明化が必須と考えますが、その際に共有方法についてご答弁をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 再質問に対する答弁、選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（松本 章） 町の第6次総合計画では、広報広聴の目指すべき姿として、町政情報を積極的に提供、公開することで、住民の地域そのものへの関心やまちづくりへの参加意識を高めるとしてしています。

また、町の様々な情報をオープンデータ化することで、社会経済全体への寄与、官民協働のまちづくりを推進していくことも主要事業として総合計画に位置づけをしております。

選挙やその投票率とは、社会や地域への関心の高さ、まちづくりへの参加意識度のまさに尺度であると考えております。

選挙管理委員会といたしましても、選挙に関する情報やデータを町ホームペ

ージなどで積極的に公開することで、有権者の選挙に対する関心の向上につなげていきたいと考えております。

若者、働く世代、高齢者など、情報提供や啓発は、その相手に対して効果的な方法を取ることが重要だと認識をしております。高齢者の方ですと、広報めいわや防災無線が有効だと考えております。明和町公式LINEにつきましては、登録されている方の属性、年代や性別を調べることができるのですが、登録者約3,400人のうち、50歳以上が約43%、40代が約24%、30代が約20%となっており、やはりLINEは働く世代への情報発信ツールとして有効であると考えております。

総務省の調査によると、各種SNSの中でLINEが最も利用率が高く、年代による偏りもないという調査結果が出ておりまして、LINEを重要なツールと捉え、今後も有効活用していきたいと考えております。しかしながら、明和町の公式LINEの登録者での20代の割合は約10%で、若者世代への啓発方法については、今後、さらなる調査検討が必要だと痛感をしているところでございます。

また、情報発信については、広報にホームページのQRコードを掲載したり、LINE配信を入口として町のホームページに掲載している詳細情報に誘導するという流れとなっておりますが、今後は、町ホームページのほうでのアクセス解析なども活用して、データに基づいてターゲットを絞ったり、手法を工夫したりして、効果的に情報発信ができるように検討していきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本議員。

○9番（山本 章） ありがとうございます。

蓄積データを活用した長期中期短期の目標設定のマネジメントサイクルの実施の具体案に関しては、ご回答いただけなかったもので、ご思案中と理解しまし

た。ただ、いろいろなLINEのことであったりだとか、今ホームページのこの部分のデータをこれから抜いていただいて、これからどういうふうに活用していくのかというところの部分に関しては、一緒に何か協力を私のほうもさせていただいて、これから進めていければと思います。

ありがとうございます。

アナログデータに関する数値は少々難しいですが、LINEだけでなくデジタルデータに関しては数値化ができます。例えば、グーグルマップのMEO対策として投票所の場所だけでなく、候補者の活動を知ってもらうことも必要と考えますので、候補者の活動拠点にピンを立てて、各種コンテンツ、ホームページやSNSとつなぐことが可能です。選挙後においてはアクセス、ルート、キーワードなどを含めたインサイト分析をすることで、数値から何を求められているか。何が今世の中で響いているのか見ていくことができます。今回の投票所なども調べておくと次回につながると考えます。

明和町のグーグルビジネスプロフィールに関しても、現状ピンが立っているだけで発信はしておりません。積極的に情報発信し、明和町役場の検索対象が何になっているか。キーワード、場所、時間帯などのインサイトを分析していけばいかがでしょうかと僕は考えています。

また、各種SNSに対しても、特性を理解した上で情報発信が必要です。

総務省が発表した令和2年度なんですけれども、令和2年度の情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書によると、日本のSNSの利用者全年代が利用する主なSNSの利用率はLINEが90.3%、ユーチューブが85.2%、ツイッターとインスタグラムが42.3%、フェイスブック31.9%、ティックトック17.3%となっており、利用者のニーズはLINEが圧倒的に多いです。

LINEの内部においてもしっかりと分析していく必要があると思います。具体的には、各種リンクにおいても、月日が流れていく中で常に最新でかつ簡潔に情報が見られるかどうか。ページのデザインは定期的なリニューアルで、

より分かりやすくやっていくことも必要です。ほかのSNSを運用する際も、それぞれの利用者の属性、年齢層、男女比などのインサイトを基にペルソナ設定を行うことで、より効果的にターゲットへリーチできる可能性が高くなりますし、SNSマーケティングとしては自社のアカウントの運用、データの分析、ユーザーファンとの交流、インフルエンサーマーケティングなどをしてみる価値はあると思います。また明和町で把握、認識している数値と全国データと比較することで、より効果的にSNSの運用ができますので、ぜひ参考にしてみてください。

次に、選挙管理委員会及び投票立会人についてお聞きいたします。

選挙管理委員会は、行政機関の一つで公平性を保つために、首長から独立した執行機関となっておりますが、地方自治法第182条第1項で、選挙管理委員は当該自治体の選挙権を有するもので、人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから普通地方公共団体の議会において、これを選挙する。

また、投票立会人については、公職選挙法第38条において、投票立会人は投票所の事務に立ち会い、投票が公正に行われるよう監視する仕事であると解釈できます。

今回、明和町の選挙では、期日前投票以降13日までの投票所において、一部立会人の雑談による話し声や笑い声が聞こえたと聞いております。一部の人の行動で選挙事務に関わる全体がそのように見られてしまいます。

これが事実なのかという確認をさせていただくとともに、仮に事実であれば不信感が生まれ、投票率の低下に関係しているのではないか。また、これが明和町における人格が高潔で公正な執権を有する選挙管理委員なのか。投票所の件以外にも、今回選挙全般を通して公正な選挙が担保できないような事例もあったのではと感じてしまいます。

これを踏まえ、現選挙管理委員会の下で公平・公正な選挙ができたと言えるのかお聞きします。お願いします。



○議長（奥山 幸洋） 質問に対する答弁、選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（松本 章） 選挙管理委員会の委員については、議員おっしゃられましたとおり、高潔な人格を持ち、政治及び選挙についての公正な識見を有する方を町議会において指名推選により選んでいただいております。

また、投票立会人につきましては、期日前投票所では、主に選挙管理委員会委員が務め、投票日当日については、主に地元自治会長様を選任させていただいております。

期日前投票では午前8時30分から午後8時まで、投票日当日は午前7時から午後6時までと長丁場の中で、確かに私語等が行き過ぎた場面もございまして、投票人の方から苦言を頂戴したこともございます。今回の期日前投票所におきましても、そのようなご意見を頂戴いたしました。その際には、すぐ委員長に報告し、委員長のほうから注意指導をしていただいたところです。

そのようなことがありましたが、選挙管理委員会委員長及び投票管理者は、選挙人に不信感等を与えないよう、公正的確に投票事務を執行するべく私ども事務従事者の指揮監督をしており、しっかり職務を遂行していただいておりますので、公平・公正な選挙が執行できたと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本議員。

○9番（山本 章） ありがとうございます。

注意をしていただいたとかというのは、聞いて分かるんですけども、私もここにおられる14名みんなが真剣にこのものには取り組んでいます。明和町というものを真剣に考えるところで立ち向かっていっていますので、その緊張感の中で、これからの選挙という次回の選挙にもつながるよう、その緊張感を持っていただければと考えております。ありがとうございます。

それで、地方自治法第182条2では、普通地方公共団体の議会は選挙管理委

員に職務上の義務違反、その他選挙管理委員たるに適しない非行があると求めるとき議決により罷免することができることあり、我々議員としても委員の同意推薦をしている立場から、場合によっては厳しい対応をしていかなければいけないと聞かせていただきました。

これからの本当にデータ活用であったり、いろいろな案の共有であったり、そのようなことに関して、今ちょうど明和町は大きな過渡期を迎えていると思います。これがこの町で生まれてよかった、この町が自慢と思える町をつくっていく責任が我々にはあると思います。少々厳しい質問に聞こえたと思いますが、町をよくしたいという気持ちは行政の方もみんな一緒だと思っています。それを私は信じています。

これから笑顔がいっぱいで明るい明和町の未来をフルスロットルで創っていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いします。

これが私の初めての一般質問です。どうもありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で山本章議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

昼食のため、暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

よって、1時から再開ということでよろしく願いをいたします。

（午前 11時 52分）

---

（午後 1時 00分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 3番 田邊 ひとみ 議員

○議長（奥山 幸洋） 4番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は「子どもたちの健やかな成長を願う施策を」の1点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

（3番 田邊 ひとみ議員 登壇）

○3番（田邊 ひとみ） 失礼いたします。通告に従いまして、ただいまより質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

子どもたちの健やかな成長を願う施策をとということで、まず1点目として給食費の無償化の実現を求める質問を行いたいと思います。

子どもにとってかけがえのない大切な学校給食、格差が広がる社会の中で、ご飯を食べるという当たり前のことすらままならない環境に置かれている子どもさんがいらっしゃいます。大きな社会問題として取り上げられている昨今でございます。

新聞の記事に、親が給食費を払えないから食べない、そう言って給食を食べることを拒否する子どもさんがいる、こういうことが書かれておりました。朝ご飯を食べられない子どももいる。じゃ、この子はいったいつご飯を食べるんだろう。このような心配がつかない記事の内容でございました。今の日本でこのような状況に置かれている子どもさんたちがたくさんいらっしゃいます。そういう中で、学校給食は本当にかげがえのない役割を果たしております。学校生活の中で、安心してご飯が食べられる環境をつくってあげることも教育環境の整備であると考えております。

今、7人に1人の子どもさんが貧困状態であると言われております。また、物価の高騰も重なり子育て世帯の負担もどんどん増えております。給食費が子育て世帯の重い負担となっている、こういう現実が日本全国の自治体で大きな問題となっております。より一層の子育て支援策が求められるという今の状況

の中、日本全国各地で給食費無償化を求める願いが急速に広がり、給食を無償化する自治体がだんだんと増えてきております。

こちら明和町でも、3か月間の学校給食の無償、これが実現をいたしました。私これまで議員として、また住民運動の団体の一員として、日々の活動の一環の中で町内各所歩かせていただいて、幅広い皆さんからご意見を伺うということをして続けておりますが、その対話の中で、この3か月間の給食費無償の実現、こういう話は、新聞報道等もございまして、子育て世代の皆さん、お孫さんがいらっしゃる多くの皆さんから、大変うれしい、助かります、こういう声がたくさんありまして、皆さん本当に喜んでいらっしゃるんだと強く実感をしているところでございます。日々の子育ての中で、給食費の負担はかなり大きいと多くの方がおっしゃっておられました。給食費が無料になれば本当に助かりますと、ほとんどの人、このようにお話をされております。

そこで、まずお尋ねをいたします。

今回、明和町で決まりました3か月間の給食費無償、これを実施しようとお考えになったその根拠はどのようなものだったのでしょうか。数々ある子育て支援の中で、学校給食の負担軽減を選択されたその思いを町長にお答えいただきたいと思えます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 田邊議員からは、3か月間の給食費の無償実施の根拠についてのご質問をいただきました。お答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症が長期化し、物価高騰により食材費が値上がりする中で、保護者の負担を増やすことなくこれまでどおりの栄養バランスや質・量を保った学校給食が実施されるよう、政府の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に、本年度6月定例会において、給食費補助を予算計上し、お認めをいただきました。しかしながら、その後も物価は上昇し、各家庭の負担も増す中で、当地方創生臨時交付金の追加措置があったことから、保護者の負担軽減を図るため、10月の臨時議会において3か月間の給食

費無償の予算を計上し、議決いただきました。こうした判断により、12月より2月まで給食費を無償としているところでございます。

議員が言われますように、子育て支援の施策はほかにも考えられますが、保育所、こども園、幼稚園から中学校までのゼロ歳児から15歳まで、幅広い範囲を対象に、迅速に子育て支援ができる方法の一つとして、給食費の無償化を選択したところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 明和町の教育をする、全般をしていただいております教育長のほうから答弁をいただきました。回答のほうも聞かさせていただきました、よく分かりました。

やはり新型コロナによって経済状況が悪化している中で、幅広い子育て支援を行いたいと、そういう思いで学校給食のほうの支援をしたいと、そういう思いでされたということ伺いました。

またこちら、コロナ禍での物価高騰策として、国は初めて給食費に交付金を出すと、こういう状況が今あります。

先ほど答弁にもありましたけれども、国の原油価格・物価高騰等、総合緊急支援策その中の追加分、交付金を利用して今全国で100を超える自治体での期間限定の無償化、給食費の無償化というものが実現をしております。そしてまた今後、まだまだ物価の高騰が続くのではないかとこのように世間では言われております。食材や光熱費等の高騰が懸念をされる中で、学校給食に係る経費もさらに高騰するのではと心配しておりますが、明和町として今後、どのような予測をされているのか、また、併せまして住民に対する負担の軽減策、こういうことを考えられていらっしゃるのかどうか、こちらを答弁願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） どのように予測をしているかということですが、新型

コロナウイルスは変異を重ねながら依然として猛威を振るっておりまして、まだまだ収束するような気配はございません。また、世界的な物価高騰は今後も継続し、来年度以降も物価が改善していく見通しというのは難しいというふうを考えております。

今年度は、地方創生臨時交付金を活用し、食材費高騰に対する給食費補助や3か月間の給食費の無償化を実施しておりますが、来年度以降も同交付金が財源措置をされるかは不透明な状況でございます。政府の動向に注視しながら、給食費の補助等に充てられる財源が見込める場合は積極的に対応していきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ただいまの答弁でありますと、やはり国からの交付金、こういうものがコロナ関連とかそういうのであれば、また今後もその給食費に対しての補助または無償化につけて考えていきたいと、こういうようなご答弁をいただいたと私受け取っております。

日本共産党が発行しておりますしんぶん赤旗12月3日付の記事ではございますが、小・中学校ともに給食費完全無償化としている自治体が256に広がっている、こういう記事が掲載をされております。小・中学校ともに無償化が256、小学校のみが6、中学校のみは11でございました。2017年の時点では76の自治体しか無償化の実現ができておりませんでしたけれども、現在ではその当時の3.4倍にと無償化を実施する自治体が増えております。また、この多くの自治体の期間限定無償化、これを機に一部の補助ではなく、完全に無償に、恒久的な制度として実施をしてほしい、こういう声が今全国に広がっております。もちろん、明和町内でも皆さん声をそろえて同じように給食費の無償化が定着することを望んでいらっしゃいます。

自治体によっては、無償化を望む皆さんの声に応え、臨時交付金による期間

限定ではなく、来年度も継続をすると表明した自治体もございます。中学校で無償の群馬県太田市は来年度から小学校も無償に、水戸市も来年から中学校給食無償化いたします。三重県でも2023年4月から、伊賀市のほうでは、市立の小・中学校の給食を無償化する方針を明らかにしております。このように給食費の無償化の拡大が進んでおります。

そこでお尋ねをします。

明和町では、今後給食費どのようにしていきたいと考えていらっしゃるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 3か月間の給食費無償化につきましては、地方創生臨時交付金を活用することで、効果的な物価高騰対策の一つとして臨時的に実施をしました。ですが、恒常的に行うものとは考えておりません。

給食費につきましては、以前のご質問でも答弁させていただいておりますが、1つは学校給食法第11条で保護者負担とうたわれていること、それから、食材費のみの分なので安価であること、経済的理由で援助が必要な家庭には生活保護や就学援助として全額を給付していること、食育の観点から給食費を負担した上で残さず食べることを学ばせるということから、一定の負担をしていただくと申し上げてきたところでございます。

来年度以降、地方創生臨時交付金などの財源措置がない場合は、現在の給食の水準、栄養バランスや質・量を維持するためには、給食費の値上げも検討せざるを得ないというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁終わりました。

再質問ありますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 現在のところは恒久的な制度にはする意思はない、そしてまた、経済状況によっては値上げもせざるを得ないときが来るであろうと、このような答弁をいただいたと受け取っております。ですが、基本的にお金さ

えあれば給食費の無償をやっていきたいというそういう意思はあるのでしょうか。ちょっとこの一点だけお答え願いたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 住民の皆さんからすると、保護者の皆さんからすると、給食費を無償化にすることは大変助かるということはもう皆さんそうやと思います。ただ、給食費を無償化にしますと、大変な町の負担になりますので、その部分のお金を違う方面、本当に学校のほうの施設環境とかそういったところでいろんな課題が残っておりますので、そういったところにも使っていかなければならないということで、そういう、そのお金があればということではそうなのかも分かりませんが、ほかにしなければならないことがたくさんあるということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ただいま答弁で、今明和町、学校関係では新しい学校の建設、それとか施設の老朽化でいろいろ修繕もしなくてはならない。また新しいいろいろな取組を計画されている。そういう中で、教育に対するお金が本当に必要だと多岐にわたっての部分で必要だと、そういうことは私も重々承知をしております。ですけれども、その中に、やはりその食育という観点で給食費、こういうものも頭の中に入れていただいて実施をしていただきたいと、そういう思いを強く持っております。

全国で給食費を無償化した自治体を調査した文献を読みました。無償化を実現した自治体の多くが財源は決して豊かではない、このような傾向がございます。どの子ども、学び成長していくために、給食費の無償化が必要であるとの認識の共有や食育を推進するその施策の一旦として、給食費の無償化を進めてきたと、こういうことがあるようです。

また、給食の無償化を進めた、多くの自治体が自分たちの町の給食はおいし



い給食だと答えているようです。祖父母や父母が食べてきたおいしい給食を子どもや孫に引き継ぎたい、そういう願いが込められているというのでございます。

そこでお尋ねをいたします。

明和町の給食はおいしい給食でしょうか。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 明和町の学校給食は、栄養教諭が献立を作成しまして、栄養バランスの取れた食事を提供して成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達を促すということと、児童・生徒が残さずおいしく食べられるようにということで、献立にも大変工夫を凝らしております。

また、月1回、明和町産の野菜を給食に取り入れ、子どもたちが地場産物に触れる機会になっております。センター方式ではなくて、各学校の調理室で給食を作っておりますので、出来たてのおいしい給食を食べていただいているものと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 自校方式で、各学校で出来たてのおいしい給食を食べていただいている。そしてまた地元産の食材も使ってということで、自慢できるおいしい給食であると、そのようなお考えだと私は理解をしております。

このように自慢できるおいしい給食を、無償で子どもさんたちに提供できる自治体であってほしいという思いが私にはございます。また、これは私だけではなく、健やかな子どもの成長を願う全ての人の思いではないでしょうか。おいしい給食を無償で提供できる町となったら、若い世代の皆さんどんどん増えて町の活性化にもつながってまいります。

おいしい給食という話になりますと、地産地消の問題や地元食材の活動、また調理の手法などと先ほど少しも触れられましたが、これに関しましては今回

のテーマからは外れてまいりますので、この場では言及はいたしませんけれども、それなりの品質の給食を提供する場合、やはりそれに伴う経費等も考えていく必要がございます。

私が調べた資料によりますと、自治体の規模にかかわらず総予算の1%未満で給食費の無償化ができるとのことなんですけれども、過去の質問でもお伺いしたことがございましたが、改めてお伺いをいたします。

給食に係る経費はどれぐらいなのでしょう。また無償化のためには幾らのお金が必要なのか、またその規模は明和町の総予算のどれだけを占めるのか、答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 先ほどのご質問でも給食費無償化にした場合に大変な負担になるということ申し上げましたが、12月時点の児童・生徒数に給食費と月数を掛けて計算しますと、小・中学校合わせて年間8,192万9,100円が見込まれます。なお、この物価高騰による食材費の値上がりというのがあるんですが、その値上がり分は別途補助金により補填しておりますが、この金額には含んでおりません。令和4年度の町一般会計総予算が101億6,500万円ですので、町の総予算に占める給食費無償化に係る経費は0.8%、割合は約0.8%ということになります。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 答弁いただきました。全体の予算の中の0.8%。大体、全国的に平均的な位置なのではないかと判断いたします。

先ほども述べさせていただきましたが、財政の厳しい自治体だからこそ無償化に向けて努力をしているという、こういう現実もございます。そういうところをしっかりと認識していただいて、今後ともその給食費の無償化ということも念頭において進めていっていただきたいと要求をいたしておきます。

また、どこの自治体でも、今も申し上げました財政問題、これが大きなハードルでございます。本来義務教育は無償であると憲法で定められておりますので、学校給食も国の責任で無償にすべきである、私はその思いを持っております。その点について、県や国に対し、声を上げて言う必要があると考えますがいかがでしょうか。明和町として給食費無償化に向け研究調査、また、意見を県や国に上げている、そういうことがございましたら答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 先ほども申し上げましたが、給食費は学校給食法第11条で保護者負担と明記をされておりますことから、国に対して無償化について特に要望はしてございません。ただ、物価高騰によります食材費の値上がりに対しては、これは今後も継続していくことも予想されます。したがって、本年度のような財政支援が必要であると思っておりますので、国・県への要望を検討していきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 今のところ研究等はされていないけれども、物価高騰に関しては声を上げていきたいと。これはぜひともやっていただきたいと思っております。給食費の値上げをせざるを得ないという部分もできれば回避をしていただきたい。そのように考えております。

また、先ほど来答弁のほうで出ております、学校給食法の話なんでございますけれども、学校給食の無償化に関して、学校給食法の第11条、この中に答弁でもありましたが、学校給食は保護者負担、このように明記されている理由で給食費の無償化に消極的な姿勢を取られる、今まさにそういうケースがございます。

この学校給食法第11条の中に、そのように、その経費は学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とすると、こういう一文がございます。確かにこ

のように学校給食法11条には書かれておりますが、2018年12月6日の参議院の文教科学委員会で、当時の柴山文部科学大臣は、この規定は1954年、昭和29年なんですけれども、の、文部事務次官通達のとおり、給食費の一部を補助することを禁止する意図はないこと、さらに地方自治体等がその判断によって全額補助をすることを否定するものではないとこのような答弁をしております。

また、今年の10月7日、参議院の本会議、日本共産党による代表質問におきまして、学校給食法は自治体の判断で給食費の全額を補助することを否定をしていないということを自治体に徹底すべきと要求を行いました。そのときに、岸田首相も自治体が補助することを妨げるものではない、このように認めております。

この国会の議論の中でも分かるように、自治体の判断で学校給食の無償化は行えます。明和町の財政が厳しい、このことは十分承知しております。その中において、様々な視点からの住民の暮らしを支える支援策、こちらを実施していただいていること十分承知をしております。ですが、そのような状況ではございますが、あと一歩、前に踏み出して、子育て支援、学校給食の無償化実現に向けて前進をしていただきたいと考えておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（奥山 幸洋） 質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 当町の給食費に対する考え方につきましては、先ほどより申し上げておりますとおりですので、現在のところ給食費を無償化するということは考えていないところでございます。

明和町の未来を担う子どもたちのため、子育てを行う保護者の皆さまへの支援施策というものは重要であるというふうに考えますが、それがすなわち給食の無償化ということではないと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） では、財政的に厳しいというのであれば、給食費の負担軽減という子育て支援に対してどこまで手を差し伸べることが可能なんでしょう。例えば月額給食費1,000円でも補助するなど、いろんなアプローチ方法があると思うんですが、こういうことも検討をしていただきたいと考えております。答弁をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 同じ答弁になってしまいますが、学校給食費の負担につきましても、学校給食法で保護者の負担であるとうたわれているところがございます。小学校の月4,100円、中学校月4,300円は通常の食事代から考えますと随分安価であるというふうに考えます。さきにも申し上げましたように、就学援助等の支援制度もございますし、食育事業の観点もあるため、保護者の皆様には受益者としての負担をお願いしたいと考えます。

先ほど、給食無償化の場合8,200万円と申し上げましたが、この1,000円で例えば計算しますと2,100万円ぐらい必要になってきます。そういったこともありご理解願いたいと思います。なお、物価高騰対策につきましても、さきにも申し上げましたとおり、国・県への財源措置の要望を検討していきたいと考えますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 私たち日本共産党は、党の施策としても学校給食費の無償化、これを掲げております。また、全国でこの無償化に向けて動いている自治体も既にご覧いただけます。今後の全国の動向、また国の動き、そういうのをしっかりと見ていただいて、検討もしていただきたいと思います。

明和町の子どもさんと話をしていると、学校給食無償になったら、ひよっとしたら僕らのお小遣い増えるんじゃないかなと、目をきらきらして話をされた子どもさんがたくさんいらっしゃいました。そういう子どもさんたちのその希

望というか、そういう夢、そういうことも実現してあげたいと思っておりますので、ぜひとも明和町さんには頑張ってくださいと思います。こちら要望としておきます。

続きまして、子どもたちの遊び場所についての質問を行います。

今年の夏からですが、日本共産党明和支部と私が取り組んでいる町民アンケート、その中での回答や明和町内各所で子育て世代の皆さんとの対話をしていく中で出てくる話題に、明和町には子どもを遊ばせる場所が少ない、こういうご意見が多数ございます。特に小さな子どもさんを遊ばせる場所が家の近所がないので困っている、こういうご意見を多数頂戴いたしました。子育て世代の遊び場、そして公園の拡充を望む声の強さをこの肌で感じております。

また、県外から明和町へお家を新築されて引っ越して来られた若い子育て家族の方のお話では、それまで自分たちが住んでいた地域では、ベビーカーを押してちょっと歩いていけば、また、自動車ではほんの少し移動すれば小さな子どもたちを遊ばせる公園がたくさんあったのに、明和町にはそういう公園がほとんどないので困っています。子育て支援の町を目指すのであれば、ぜひともそんな公園をいっぱい造ってくださいと、こういうご意見を頂戴いたしました。確かに私も、県外在住の孫たちが明和町に来たとき、どこで遊ばせたらいいのか困ってしまう、こういう経験もしております。

そこでお伺いをいたします。

このように、町内で子育てをしていらっしゃる皆さんが、子どもさんを遊ばせる場所で困っている、このような現状を明和町として把握していらっしゃるのでしょうか。答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 私のほうからお答えいたします。

田邊議員からは、町内で子どもを遊ばせる場所で困っておるということで、状況をこう把握しておるのかというふうなご質問をいただきました。

実のところ、第2期の明和町子ども・子育て支援事業計画の策定に当たりま

して、令和元年9月に明和町子ども子育てに関するアンケート調査報告を取りまとめております。その一部こう紹介させていただければと思います。

その中のアンケート調査項目で、「子どもとの外出の際、困ることは何ですか」の質問に対して、買物や用事の合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所が少ないと答えられた方が、就学前のお子さんがみえる保護者694人の方からお伺いしたご答弁関係でございますけれども、その中でのポイントとして39ポイントということで1番多くございました。それから、小学校のお子さんがみえる保護者さん819人の回答からは32.5ポイントと2番目にこう高い回答が出ておりました。要するに全体の3割以上の保護者が町内での遊ばせる場所が少ないとの結果が出ています。平成25年に行った調査でも同じような回答をいただいております、町としましては、遊ばせる場所が少ないといった要望が保護者の方からあることは把握しております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ただいま答弁いただきました。その中で、アンケートされた令和元年にアンケートされた結果、3割以上の方が子どもを遊ばせる場所が少ないとそのように回答されたということで、明和町としてもその今の現状、住民の皆さんが、子育て世代の皆さんが遊ばせる場所がほしいとそういう思いを持っているということは把握されているという、そういうふうに取り上げていただきます。

その中で、少しちょっと視点を変えて、長引くコロナ禍の視点からの子どもの遊び場についてお伺いをいたします。

子どもの権利条約というものがございます。これは子どもの基本的人権を国際的に保証するための条約で、日本は1994年に批准をしております。その子どもの権利条約の31条に遊びに関する権利が記されております。この遊ぶ権利、締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した

遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に参加する権利を認める。締約国は児童が文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を推奨すると、こういう文言でございます。

もっと分かりやすく言えば、子どもの権利を守ると国連に約束をした国は、子どもが体や心を休めたり、ゆとりを持って、年齢に合った遊びやレクリエーション活動をしたり、文化や芸術に自由に参加できるようにしなければならないということでございます。

この子どもの遊ぶ権利のための国際協力会日本支部は、新型コロナパンデミックのような危機的状況の際には、子どもが遊ぶことは世界で起きている新しい経験や変化を理解すること、困難または恐怖の気持ちとうまく付き合うことにつながるとしております。

最近、コロナ対策が見直され、屋外でのマスク着用などの規制が緩和をされてきております。またこれ寒い時期になりましたので、またマスク着用については流動的な部分もあると思いますが、そういう中でのやはり屋外ではマスクの規制が現在は緩くなっている、そういう現実がございます。また、身近な密にならないコミュニケーションの場としての屋外の公園、これがそういう点で注目をされております。

子どもの遊び場の確保は、コロナ禍でますます重要になっているのではないのでしょうかと考えております。また、コロナ禍の中、リモートワークの浸透や働き方の形が変化をしていく中で、また、子育てを夫婦で力を合わせてやっていこうという若い人たちの意識の変化で、子ども連れの男性の姿、最近本当によく見かけるようになってまいりました。さきにお話をした県外から移住された方も、子どもたちを保育施設からお迎えしてそして帰宅をされたお父さんでありました。公園がたくさんあるところでは、公園がお父さんの地域デビューの場ともなり、近所にこんな若い世代がいるんだとうれしく、頼もしく思ったという声もございます。



ふだんは顔の見えないお隣やご近所の家族が可視化をされ、地域の公園が公共空間として機能をし、地域コミュニティが生まれていくことが期待をされている、こういうご意見もあります。このように、今コロナ禍における公園の重要性が言われております。このことについて、明和町の見解を伺います。

○議長（奥山 幸洋） 質問に対する答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 公園の重要性と役割についてのご質問をいただきました。

一般的には、公園をはじめとする緑のオープンスペースは、都市環境の改善、都市の防災性の向上等に寄与するものでございます。役割の多くは良質な都市環境と地球温暖化の防止、ヒートアイランドの現象の緩和、生物の多様性の保全による良好な都市環境を提供するなどの役割がございます。また、都市の安全性を向上させるため、災害から町民を守るため、災害時の避難地、避難経路、延焼防止、復旧・復興の拠点となる役割がございます。

町民の活動の場、憩いの場としては、子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層の自然との触れ合い、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等の多様な活動の拠点となっております。

中心としてのにぎわいの場、地域の歴史、自然的資源を活用した観光振興の拠点の形成など、地域の交流、連携の拠点となる緑とオープンスペースの確保といった役割と考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ただいまの答弁によりますと、明和町では、良好な都市環境であったり、災害から町民を守るその拠点、そういう部分であったり、町民の活動や憩いの場所、地域の交流拠点、また、良好な都市環境として重要性、そういうものは認識をされていると。まずは町外からいらっしゃる方のそういう交流の場とかそういう部分もというところでの認識はされている、その

ような考えだと思います。

また、その明和町内、広い芝生であったりとかその自然環境を大切にしたい公園がたくさんございますけれども、そういうところを大切にしていきたいと、そういうような答弁であったのではないかと思いますけれども、その中に子ども遊びというのも私は考えていただきたいと思っておりますし、全体の計画の中で、明和町内にやはり公園がしっかりと整備をされていくことが必要なんではないかと、このようにも受け取らせていただきます。

また、先ほど来から話をさせていただいておりますけれども、住民の皆さんからも子どもたちが遊べる公園がほしいとそういう強い思いがあるということもお話をさせてもらっております。また、明和町としても公園があるということの重要性は認識をされております。だったらやっぱり公園整備を進めていただきたいと思っております。

そこで、お伺いをいたします。

明和町では、子育て世代の強い要望である遊び場、公園について、明和町を整備していく計画の中で、どのような位置づけをしていますか。また、今後町の整備計画の中で、遊び場、公園整備に対する考え方、位置づけを答弁願いたいと思っております。

○議長（奥山 幸洋） 質問に対する答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 公園整備に対する考え方、位置づけについてご質問をいただきましたが、お答えさせていただきます。

都市マスタープラン（案）での考え方を申し上げますと、現状として既設都市公園の町民1人当たりの面積は、三重県の平均を上回っていることから、既設の公園施設については適正な維持管理、長寿命化を図ります。史跡公園など本町の歴史、文化資産を生かした公園の整備を図りたいと思っております。丘陵地や海岸部など、本町を特徴つける既存の緑地の保全を図ります。

公園・緑地の継続的な維持管理と利用促進に向け、公園設置管理制度、Park-PFIなど、様々な民間活力の導入の手法を検討しております。

続いて、整備方針は、既存の都市公園や町有公園については、地域自治会などとの協働で公園施設などの定期点検や維持管理を行うとともに、長寿命化を図り、狭小公園につきましては、利用度等を把握し施設の整備を行います。

一般住宅の狭小公園につきましては、集約化を目指し、街区公園の整備を検討をいたします。本町の歴史、文化資産を活かす史跡公園、歴史公園の整備を図り、大淀地区の日本遺産文化財を活かした公園整備の推進と、あと県営大仏山公園では、町民の健康づくりを拠点とした活用を促進するというのが、以上が整備方針でございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

先ほどの答弁からいきますと、明和町での緑地公園、これを大切にしていきたい、こういうようなご答弁であったかと思えます。明和町には大淀の海岸であったり、斎宮の史跡跡であったり、池村のほうの斎宮池周辺であったり、広大な自然を生かした公園があつて、答弁でもありましたけれども、三重県の平均を上回る広さがあるとそういうところを生かしていきたいと、そういうようなお話であったと思っております。

また、民間活用、自治会との協働で維持管理をしていく、こういう計画、まずは史跡公園の進めていきたい、こういうような答弁、そういう位置づけのかなと私も理解をいたしました。

そういう中でも私、若いお父さんやお母さんからお話を伺ってきた中で、その保護者の皆さんから、自然豊かな公園も確かに大事だとそのようなこともおっしゃられました。ですけれども、子どもたちが楽しく遊ぶには物足りない、こういうご意見もたくさん伺っております。子どもたちが安心して遊べる遊具がある公園を皆さん希望されておりますし、年齢が上がった子どもさん、例えば小学生ではある一定のスポーツ的な遊びができる公園を求める声があります。

先ほどの答弁にもございましたけれども、大仏山公園のような公園、こういうのを町内に造ってもらおうということも希望されております。こういったニーズに沿った遊び場の整備をどのように考えていらっしゃるのか答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 質問に対する答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 公園利用者の施設要望等はどのように反映されるのかということでお答えさせていただきます。

公園整備に当たり、例えば斎宮跡の公園整備に際しては、パブリックコメント等を収集し、実現可能であれば設計に反映することとなっております。

遊具等につきましては、国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針では、子どもの遊びの重要性は遊びを通して自らの限界に挑戦し、身体的、精神的、社会的な面などが成長するものであり、また集団の遊びの中で自分の役割を確認するなどのほか、遊びを通して自らの創造性や主体性を向上させていくものと考えられております。

このように、遊びは全ての子どもの成長にとって必要不可欠なものと考えております。子どもの遊びの特徴は、子どもが遊びを通して冒険や挑戦をすることは自然な行為であり、子どもは予期しない遊びをすることもあります。また、子どもはある程度危険性を内在している遊びに惹かれ、こうした遊びに挑戦することにより、自己の心身、能力を高めるなど、子どもの発育発達段階によって遊びに関するニーズや求める冒険、危険に関する予知能力や事故の回避能力が育つと考えられております。遊具は、多様な遊びの機会を提供し、子どもの遊びを促進させます。このような遊具は子どもにとって魅力的であるばかりか、成長に役に立つと考えております。

しかし、子どもは様々な遊び方を思いつくものであり、遊具本来の目的とは異なる遊び方もすることがございます。子どもは遊びを通して冒険をし、挑戦をし、心身や能力を高めていくものであり、それは遊びの価値の一つでもあります。冒険や挑戦には危険性も内在しております。子どもの遊びにおける安全性確保に当たっては、子どもの遊びに内在する危険性が遊びの価値の一つで

もあることから、事故の回避や危険性、あるいは子どもの判断可能かどうかの危険性であるリスク等、事故につながる危険性、あるいは子どもの判断が、不可能な危険性であるハザードとに区分するなど詳細な設計が必要となるため、要望全てが履行できないことも多くございます。さらに予算維持管理について検討して、初めて遊具の設置等を検討するものとなりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ただいまの答弁を聞いておりますと、当然子どもさん育っていく中で様々な遊びを経験して、そしてときには危険な思いもして、そしてその中でいろいろなもの学んでいく、そういうことは私も十分理解をしております。

その中での先ほどの答弁からいきますと、子どもの遊具のメリット、明和町としても十分理解をされているけれども、子どもの成長過程によって、遊びが様々に変化をしていく中で、安全面の確保などではハードルが高い部分もある。また、予算に関してもハードルが高い部分があると。全ての要望に応えていくのはちょっとなかなか難しいというご答弁だったと私は理解をしております。そういう部分では、確かに最近事故またはトラブル等での責任問題、このことが強く問われる時代になってきている、そのことは私も十分承知はしております。

最近も、公園の子どもさんの遊ぶ声が、そういうクレームでその公園が使用できなくなったとそういうことがニュースになったりということも新しいことだと思って私も受け止めております。

ですけれども、やはり保護者さんや子どもさんたちは楽しく遊べる場所がある明和町を求めているらっしゃると私は考えております。今後、可能な限り多くの人の意見を聞いていただいて、公園整備の参考にしていただきたいと思います。

おります。

また、遊び場の確保、外遊びの重要性、これを町の計画の中で位置づけることが必要であり大事なのではないかと改めて思っております。今、町内の自治会で運営されている公園ではありますが、運営は今自治会に任されており、遊具の老朽化等もあり、自治会の運営負担、大きくなっているのではないのでしょうか。感染リスクの不安がまだまだある中で、安心して子どもたちが外で遊べるよう、運営を自治会に任せるだけではなく、町が体制を整えて子どもの遊び場事業を推進し、実施することが必要だとも考えているんですが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 質問に対する答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 自治会が管理する遊具の感染リスク、管理、行政で管理できないかというご質問でございます。

自治会管理の遊具の場合、自治会員に対する福利厚生施設と理解しております。これらの施設は自治会員に対するためのものであり、町が管理するオープンスペースの公園より特定される使用者であるため、感染リスクとしては町の公園より低いと思われるため、引き続き自治会管理をお願いしたいと思っております。また、施設につきましては、個々の自治会施設であるため、窓口は生活環境課になりますけれども、コミュニティ助成金などのご活用をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 自治会管理の公園というのは、やはり地元の子どもさん、その自治会だけじゃなくお隣の自治会の子どもさんとかも集まってこじんまりと遊んでいらっしゃると今の現状も見させてもらっております。その中で、自治会の皆さんの考えで公園を管理するというのも一理あるとは私も思っております。そうしますと、公園の管理修繕などに助成金等が活用できるという答弁

もございましたもので、こういうことをしっかりと自治会の方にも周知をして  
いただいて、子どもたちの育ちを考えるそういうような部分に活用していただ  
けるように、子どもたちの遊び場を増やせるようにしていただきたいと考えて  
おります。こちらも要望としてさせていただきます。

そして、また次の質問なんですけれども、これも町内在住の方からの提案で  
ございます。

子どもの遊び場の確保として、明和町にある商業施設さんなどと連携をして、  
既存の遊び場をもっと利用しやすいようにしていただくとか、新しい遊び場の  
創設などを検討していただくことはできないかという提案でございます。例え  
ば、今ある商業施設の屋内の遊びスペースの有料部分を安価で利用することは  
できないかなどのご要望を私も受けております。

そこでお尋ねをいたします。

企業との連携などについてのお考えがあるかどうかお示しをください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 現在、町内にある商業施設と子どもの遊び場の確保と  
いう部分でのことにはなりますけれども、連携等は行ってはおりません。

それから、議員のほうから出されました例にも出ておりました、遊びスペ  
ースの有料部分を安価にするというのは、企業さんの運営上のことでもあります  
ので、介入できないのではないかなと思っております。ただ、集客力を図る上  
で遊び場が必要だと、そういう考えの基の戦略の一つとして考えて設置されて  
いる商業施設さんもございますし、今後計画をされている企業さんもあるか  
と思いますので、どんな場所を望んでいるのかな、どんな場所にしたらいいの  
かなというふうなことで、情報提供でありましたり、相談があった場合にはし  
っかりと相談には乗っていききたいなというふうに思っております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ただいまの答弁で、現在ではなかなか連携は難しい、まだ企業さんのそういう経営に関して口を出せるものではない、そういうことは理解をいたします。

そうしますと、答弁にありましたけれども、今後の新しい企業さんの考え方であったりとか、そういう部分に対していろいろとアドバイスなり力を合わせてやっていくと、そういう部分に関しては今後とも進めていっていただきたいと考えております。

また、この質問に関連いたしまして、先ほど屋外の公園について伺いましたが、今度は屋内の遊び場について伺いたいと思います。

子どもたちが自由に利用できる屋内施設について、明和町として計画的に整備をされていくという考えがあるのかどうか答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 現在、屋内の遊び場としましては、町が運営している施設が3施設ございます。おひさま、こあら、児童センター、それぞれ福祉センター内でございますし、みょうじょうこども園と児童センターというふうなことでございます。

それから、民間が運営しています施設が1施設、いちごの教室という形で、ゆたか園さんのほうでやっただいていただいているのがございます。

また、中学生までが利用できる施設として児童センターがあり、屋内の遊び場としてご利用いただいております。ただし、児童センターにつきましては、施設の老朽化が進行していることから、明和町公共施設個別管理計画に基づき、建物の除去について進めていくこととなっております。

新たに町が屋内の遊び場を整備する考えは今のところはございませんけれども、小学校や保育所の統廃合を進めている中での跡地利用等で、民間から施設を利用して屋内の子どもの遊び場をつくりたいという提案等があれば、先ほどの話とちょっとつながる部分はございますけれども積極的に受入れていく形を取っていきたいと考えてはおります。



○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 屋内の遊び場、民間さんのいちごさんのほうはうちの孫も県外から来た、こちらで遊ぶときに何度も利用させてもらって、しっかりとやられているとそういうことは私も身をもって体験をしておりますので、こういうことはしっかり続けていっていただきたいと思いますし、またできれば、児童センターも今後老朽化で除去されるとそういう部分もあって、この児童センターを利用されている方からはやっぱりすごくいいところだし、もっといろんな遊具とか、その、私具体的言われた、跳び箱がほしいとかそういうようなご要望をいただいたりもしておりますので、利用される方にとっては大事な施設だと思っております。今後老朽化でなくなるということでしたら、ぜひともまたそれに代わるもの、それを検討もしていただきたいと思いますし、私もまだ皆さんの声もしっかり拾っていきたいと思っております。

そしてまた、さきにも質問いたしましたけれども、民間との提携とかそういう部分、この議会の始めに、町長のほうも行政報告の中で、所信、その語られた中で、道の駅、その構想というのもお話をされました。そういう部分でも明和町からの来訪者だけではなく、町内の方がしっかり遊べるような場所、子どもたちも遊べるような場所、つくっていくような計画にしていきたいな、その考えも持っております。こちらも要望とさせていただきます。

今、長引くコロナ感染の拡大、そして物価高騰の影響で子どもたちにも大きな負担がのしかかっております。昨年内閣府が行った子どもの貧困調査の分析結果では、過去1年間に必要な食料が買えなかった経験は、全体で11.3%、独り親世帯では30.3%、母子世帯では33.21%となっております。子どもたちが大きなストレスにさらされているとの分析結果もございます。日本が子どもに冷たい国にならないよう、しっかりと責任を持って子育て支援を行う、このことが大切だと考えております。

今度国のほうでは、子ども家庭庁なるものこれが設置をされますが、こちらも様々な問題を抱えているということもございます。しっかりとこちらの国の動向も見据えて、国の政策によって子どもの権利が侵害されることのないように、また、十分な子ども関係の予算、地方にも抜本的に増やしていただく、それを国に要求するとともに、優しい政治となるよう、明和町も率先して声を上げ続けていただきたいと思います。そして、様々な角度から地域に根ざした十分な子育て支援、これが行われる明和町であり続けていただけますよう強く要望いたします。

今回は、こちらに学校給食と子どもの遊び場について特化をして質問と要求をさせていただきました。これからもまたいろんな方面でお伺いをして要求をさせていただきたいと思います。本日はこれで質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（奥山 幸洋） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 2時 00分）

---